

厚生文教常任委員会

令和 8 年 4 月 3 0 日

葛 城 市 議 会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和8年4月30日（木） 午前10時30分 開会
午後2時43分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | | |
|-----------|-------|-----|-----|
| 3. 出席した委員 | 委 員 長 | 藤井本 | 浩 |
| | 副委員長 | 杉 本 | 訓 規 |
| | 委 員 | 福 本 | 善 之 |
| | 〃 | 木 村 | 公 |
| | 〃 | 奥 本 | 佳 史 |
| | 〃 | 川 村 | 優 子 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|-----|---------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議 長 | 増 田 順 弘 |
| | 議 員 | 蘆 本 義 明 |
| | 〃 | 速 水 一 生 |
| | 〃 | 梨 本 洪 珪 |
| | 〃 | 吉 村 始 |
| | 〃 | 谷 原 一 安 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|----------------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 教 育 長 | 椿 本 剛 也 |
| 市民生活部長 | 葛 本 章 子 |
| 環境課長 | 西 川 好 彦 |
| 〃 補佐 | 西 井 満 良 |
| こども未来創造部長 | 中 井 智 恵 |
| 子育て支援課長 | 新 澤 明 子 |
| こども・若者家庭センター所長 | 川 崎 圭 三 |
| 〃 補佐 | 石 岡 千 寿 |
| 教育部長 | 勝 眞 由 美 |
| 教育部理事 | 西 川 賢 |
| 教育総務課長 | 葛 本 康 彦 |

学校教育課長	栗原 聡
学校教育課主幹兼	
学校給食センター所長	椿本 真司
〃	補佐 植田 直子

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	西川 勝也
書記	吉村 浩尚
〃	神橋 秀幸
〃	西邨 さくら

7. 調査案件（所管事項の調査）

- （１）保育と教育施設に関する事項について
- （２）学校給食に関する事項について
- （３）住環境の改善に関する事項について
- （４）学童保育に関する事項について
- （５）こども・若者家庭センターに属する事項について

開 会 午前10時30分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

この時期、私の感覚ではゴールデンウィーク前という認識だったんですけど、テレビを見ると、もうゴールデンウィーク真っ最中というふうにテレビは言っております。そんな中理事者の皆様、また委員の皆さんご参集いただきありがとうございます。本日は、この厚生文教常任委員会で重要案件として取り上げている調査案件について議論していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員外議員の紹介をいたします。手前からいきますね。手前から、蘆本議員、速水議員、梨本議員、吉村議員、谷原議員。

発言される場合、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立をいただいてマイクを近づけ、発言されるようお願いいたします。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきください。

それでは、初めに、調査案件（1）保育と教育施設に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、新庄小学校管理棟及び屋内運動場長寿命化改修工事に関しまして、理事者よりご報告がございます。

それでは、報告をお願いをいたします。

葛本教育総務課長。

葛本教育総務課長 おはようございます。教育総務課の葛本です。どうぞよろしくお願いいたします。

新庄小学校管理棟及び屋内運動場長寿命化改修工事につきまして、報告をさせていただきます。

まず最初に、工事の今の進捗状況と今後のスケジュールについての概要を少しお話しさせていただきます。

まず、2月末には屋内運動場の改修が完了いたしまして、3月から屋内運動場を使用いただいております。2月、3月には仮設校舎の本格的な建築に入っております、3月には仮設校舎本体の建て方を終えまして、4月から仮設校舎の内装、設備などの工事と併せて校舎から仮設校舎へ渡る渡り廊下の建築のほうを進めてまいっております。ほぼ大方、建物のほうも仕上がってまいっているところでございます。5月中には仮設校舎の完了検査、それから消防等の検査を受けまして、6月には仮設校舎への引っ越しを進めてまいります。引っ越し完了後には、仮囲いの盛り替えや足場の設置、管理棟の本体工事へと移行してまいります。管理棟本体に入っております、特に騒音等の激しい工事につきましては、基本的には授業のないとき、夏休み期間中を利用しながら進めたいというふうに今、考えております。最終、冬休み中に改修が終わった管理棟のほうに戻っていけるように工事を進めて

まいります。管理棟のほうに戻りました後、年明けから仮設校舎の撤去、そして外構の整備を終えまして、3月に竣工させていただく予定で今、進めさせていただいているところでございます。

本日は資料のほうを用意させていただいておりますので、工事におけます安全の確保や管理につきまして少しご説明させていただきたいと思います。資料のほうは、お手元に3枚用意させていただいております、いずれも校舎などの建物などはグレーで表しております、黄色く着色したエリアが工事のエリアとなっておりまして、工事エリアの周囲は、仮囲いにより学校関係者と工事関係者の動線を完全に分断するような形を取っております。

まず、資料の1枚目です。右肩に資料1と振っております。こちらは学校全体の配置図になっております。表しておりますのは、6月下旬以降、管理棟のほうに本格着手したときの改修時点の配置をしております、管理棟が完了いたします、予定では12月末まではこの形で進めていきたいと思っております。運動場のほうですが、仮校舎の東端から東門までの距離で約44.5メートル、この範囲で今、学校の体育等の活動をしていただいているというところでございます。この1枚目で中央を四角で囲っております。黒の太線で囲っております。こちら、2枚目、3枚目のほうに資料2、3として詳細図を添付しております。そちらの記載範囲となっております。

それでは、資料2枚目のほうをご覧くださいと思います。こちらは現状図となっております。現在、仮設校舎の内装仕上げと仮設渡り廊下の仕上げのほうを進めております。仮設校舎の西側には少し1メートルほどの区間を取っておりますが、こちら、作業員の通行とか、あと設備の仕上げとかに少し使わせていただいているエリアでございます。これが今現在の状況でございます。この資料2の状況ですけれども、こちらは年明けの1月以降、仮設校舎を解体していくときにも同じような形の組み上げ、仮設の範囲を決めさせていただくというふうに思っております。

それでは、続いて資料3枚目のほうをご覧くださいと思います。こちらが6月下旬頃から引っ越し後に想定しております状況になってまいります。この囲んでおる黄色のエリアで、特にまず校舎内からの動線につきましては、完全にこの管理棟に入れないように、今、内部は廊下で1階2階、2か所つながっておりますが、こちらにつきましては、仮設の間仕切りを設けまして、完全に人が入れないような状態をつくっております。今度外側の学校のほうの関係者の動線と書いておりますピンク色の破線のラインでございます。このラインでそれぞれ南門、東門から校舎の昇降口のほうへ向かって、特に子どもたちが動線として使うことになります。最も狭くなるところで、ちょうど工事エリアと屋内運動場の間です。少し写真でも添付させていただいておりますが、幅が約2.8メートルほどの狭さになってまいります。こちらが外部動線の中で一番狭くなる範囲かなと考えております。ここを抜けて昇降口のほうへ進んでまいります。写真のほうで赤でラインを引いておりますのが、ちょうど仮囲いがこのところに2メートルの後半の囲いが建つというところでございます。約2.8メートルというイメージなんですけれども、ちょうどこの委員会室で今、委員の皆様お座りいただいておりますこの中央の空間、これよりももう少し広いぐらいの空間にはなってしまうのかと

考えております。

当然登下校のときに、ここ、800人ほどの子どもたちが来るというところが少し心配な部分でございますが、工事関係者以外にもその時間帯には学校の先生方も巡視いただけるというところと、朝は分散しての登校で入ってこられますので、一斉に6学年が下校するタイミングというのは一番難しいのかなと考えております。ただこの部分につきましても、一旦運動場で全校生徒が並ぶ、児童が並ぶということになりますので、校舎から出てくるタイミングを、建物ごとなのか、また学年ごとなのかというのは学校で考えていただいておりますが、時間をちょっとずらして出ていただくことで、一斉に出てくることがないような調整を、今、進めさせていただいているところでございます。あと、ほかの校舎からの仮設校舎への動線でございますが、こちらにつきましては、管理棟とプールの間に仮設の渡り廊下を造らせていただいております。こちらを通して仮設校舎のほうへ来ていただくということで、特別教室で言いますと理科室と家庭科室をこちらに設けておりますので、児童が大きく移動するときはこのタイミング、あと、それ以外の先生方の移動はこちらの廊下を使っていただくということでございます。プール授業に関しましても、この仮設の渡り廊下からプールのほうへの動線をつくっておりますので、こちらを活用いただくというふうに考えているところでございます。

ご報告は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ありがとうございます。ただいま説明を願いましたが、このことについてご質問ございませんでしょうか。

木村委員。

木村委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

質問で、まず1点目。管理棟の仮校舎、まだ工事をされてると思うんですけども、その後の、終わられて管理棟に入られて、足場の管理、前回いろいろ言わせていただいた後に、業者とどういうふうな流れになってるのか、もし内容が変わったのであれば、足場の管理の状況、その辺のことをお聞かせいただきたいのと、あと足場の記載が今、シートは何のシートを使うのか書いてないので、防音シートとメッシュシートではまた内容がちょっと違うので、その辺のことを教えていただきたいのと、3点目、これ、僕のところに保護者様からの問合せで、運動会、これ、どうなんのと言うて、多々連絡があるので、その辺、分かっているのであればよろしくお願いいたします。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 まず、今、木村委員からいただきました1点目のほうでございます。足場等の安全管理のほうにつきましては、今、事業者のほうに足場の管理の安全管理のチェックシートを準備いただきまして、それにチェックをいただいて、必要に応じてこちらのほうが確認をさせていただく。また、特に強風とか、今後でしたら、また台風等も考えられますので、そういったときには、こちらからももちろんアプローチして状況の確認をしておりますし、先方のほうからも報告をいただくような形で今、体制を取っておるところでございます。

次に、足場を立てた後の囲い込みですけれども、こちらにつきましては、防音シートでさせ

ていただくというふうに予定しております。

最後、3点目でございます。運動会の開催につきましては、こちら、今、学校のほうで協議をいただいているというところで、まだ確定したものは決まってないというところでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 木村委員。

木村委員 チェックシート、前回言わしてもうた台風とか、強風とか、特に今年、僕らの建設業界の中で、今ちょうど蜂が下のほうに巣をつくり始めてるといえるときは台風が直撃することが多いという何か伝説的な話もあるので、直撃されたとき、非常に危ないので、ほんで防音シートをつけられると、特にまた足場の管理が難しいと思うので、その辺しっかりしていただきたい。これもだんだん児童のほうに近づいていきますので、ぜひともしっかり管理だけ、重点的にしてほしいのがあります。

あともう1点、教えていただきたいのは、今、仮設の多分作業員の事務所とトイレがあるんです。これ、夏場になったら多分今、水洗かどうか、僕、把握してないんですけども、夏場になったらすごい臭いを発するんかどうかと、その辺の確認と、あと、喫煙を職人はどうされてるのか、それを把握されてるかだけ、ちょっと分かるあれを教えていただきたい。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 まずトイレのほうにつきましては、水洗のトイレで、隣接の污水管のほうがございますので、そちらのほうに汚水を流しているという状況でございます。すみません。喫煙に関しましては、今、私、確認が取れてませんので、改めて確認をさせていただきたいと思えます。

藤井本委員長 木村委員。

木村委員 職人さんは非常に喫煙率は高いと思うので、今よくあるのは仮設の事務所をもう一つこしらえて、喫煙ルームというのを造られてるところもありますけども、あくまでもこれ、学校ですので、学校の中で喫煙ルームを幾ら造られても僕は駄目だと思うので、その辺、確認だけしっかりしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 よろしく申し上げます。分かりやすいので言うと、資料1を確認しながら質問だけ、1点だけお願いします。工事車両の進入経路で、今現状、警備員の常駐とスポットで配置というのが校舎の敷地内だけなので、正門前とあるんですけども、懸念するのが中道・諸楯線と、新庄・脇田線、要するに幼稚園の角のところ、工事車両がここから入ってくると思うんですけども、このところの警備というのはどういう形でされるのでしょうか。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 今、工事車両の動線につきましては、特に危険な大型車両とか、あと便数が多いときというのは交通誘導員を増員していただいております、特に大型車両の場合であれば、曲がり角が危ないので、鈴原のほうから下ってくる場合には、田仲齒科さんのある

あの辺りと、その前のポイント、複数か所に交通誘導員を配置して対応させていただいてるところです。

以上です。

藤井本委員長 いいですか。ほかに。ないですか。

次に入りますけど、ちょっと私のほうから確認しておきたいのは、今現在、この管理棟の教室、先ほど葛本課長から説明をちらっとあったんですけど、ここにはクラスの何年何組とかいう普通教室はないわけですよね。職員室とか、今どういう教室が現在あって、それが管理棟に移るわけですよね。その部分だけもう一度説明してくれます。

葛本課長。

葛本教育総務課長 今いただきましたご質問で、基本的に管理棟というところで、教職員が主に使います職員室、校長室、あと資料室、そのほかに1階のほうには保健室がございます。2階のほうには子どもたちが活用します家庭科室と理科室、それから I r o o m、L r o o m のほうを設けてございます。この機能につきましては、基本的に仮設校舎のほうにそういう形で移させていただくということになっております。

以上です。

藤井本委員長 分かりました。皆さん、次に行っていいですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでございますので、次に、2番、学校給食に関する事項についてを議題といたします。本件では3月定例会の予算特別委員会におきまして、話題に上がりました学校給食のアンケート調査についてご報告をいただきます。

それでは、説明、報告をよろしく願いいたします。

椿本所長。

椿本学校教育課主幹兼学校給食センター所長 おはようございます。給食センターの椿本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和3年3月議会の委員会で杉本副委員長からご依頼をいただきました給食に関するアンケートについて、ご説明のほうをさせていただきます。

まず、今回お配りしております資料は1つのファイルで、2ページございます。ファイル名は、給食アンケート結果令和5年、令和6年になります。開いていただくと、画面左上にそれぞれ、四角で囲みました令和5年度、令和6年度と記載があり、円グラフが並んでいるものでございます。ご準備いただきましたでしょうか。

藤井本委員長 準備できてます。

椿本学校教育課主幹兼学校給食センター所長 それでは、内容についてご説明させていただきます。

このアンケートは、小学1年生から中学2年生を対象に、給食の量や味つけ、食べ残しについての情報を得て、学校給食センターから提供している給食が児童・生徒に合っているかどうか嗜好調査をいたしまして、よりおいしい、楽しい給食を提供するための課題を探るために行っているもので、毎年3学期に実施しております。

アンケート項目は、選択式回答のものを12項目、自由記述回答のものを3項目としており、

お配りした資料は、令和5年度、令和6年度に実施したアンケート結果のうち、選択式回答の12項目についてまとめたものでございます。

まずはこちらの資料についてご説明させていただき、後ほど記述回答についてご説明させていただきます。

では、質問項目について順に確認させていただきます。両年度とも同じ項目としています。項目1につきましては、何年生ですかという質問でございます。項目2、給食が好きですかという質問です。項目3、項目2で好きと答えた人に聞きます。その理由を教えてください。項目4は、項目2で、好きではないと答えた人に聞きます。その理由を教えてください。項目5は、給食の量は多いですか、少ないですか。項目6、給食の味つけはどうですか。項目7は、給食を残さずに食べますか。項目8、項目7で残す、時々残すと答えた人に聞きます。その理由を教えてください。項目9、項目7で残す、時々残すと答えた人に聞きます。何を残しますか。残すものを全て答えてください。項目10、給食のパンとご飯はどちらが好きですか。項目11、給食の牛乳を残さず飲んでいますか。項目12、項目11で時々残す、いつも残すと答えた人に聞きます。その理由を教えてください。質問は以上の12項目となっております。

それでは、アンケートの結果について見ていきたいと思えます。令和6年度の結果と令和5年度の結果を比較いたしますと、質問2番の給食が好きだという回答、5番の給食の量がちょうどいいという回答、6番の給食の味つけがちょうどよいという回答は、いずれも増加しており、令和6年度の結果では、こちらの項目いずれも7割から8割の方が好意的な回答をいただいております。これらの項目から、給食センターとしましては、現在提供している給食は、おおむね児童・生徒に好意的に受け止めていただいていると認識をしております。

これを更によりものとしていくために、本アンケート結果の活用事例を紹介させていただきます。例えば項目の8、これは給食を残す理由を尋ねた項目ですが、結果では、令和5年度、6年度とも同じ順番で回答が多い順に苦手なものがあるから、給食を食べる時間が短いから、量が多いからとなっております。苦手なものについては、次の項目9で確認できるようにしており、ここでは5年度、6年度ともに野菜という回答が最も多かったのですが、野菜を出さないということは、栄養的にはできかねますので、苦手だからといって、最初から全く手をつけないのではなく、まずは一口食べてみようかと思えるよう食感をよくしたり、また、切り方を工夫するなどして調理し、栄養教諭が給食の時間に各学校等に訪問して声かけ等をし、児童・生徒と対話しながら食べてもらえるよう努めています。

また、給食を食べる時間が短いからについては、コロナ禍で、感染予防のために給食の時間が短縮されていましたが、アンケートの結果を受けて、コロナ禍以前の時間に戻していた学校もあります。量が多いからということについては、給食時間内に食べきれないために量が多いという回答に結びついてる可能性もありますが、給食センターでは、成長段階に応じて必要なカロリーの計算をし、それとともに給食を作っています。食育の授業では、給食で出てくる量が体の成長に必要な量であるということの理解につなげられるよう努めています。

選択式項目についての説明は、簡単ですが、以上とさせていただき、次に、自由記述回答3項目について説明させていただきます。

自由記述部は回答が多岐にわたるため、資料に載せておりませんが、好きな献立、苦手な献立、給食で食べてみたいメニューの3項目を設けています。アンケートの結果を簡単に紹介させていただきます。好きな献立の結果では、揚げパン、カレー、フルーツポンチなどが上位に挙がっておりました。苦手な献立の結果では、キノコ、魚、野菜が苦手だという回答が多くございました。これらの結果は、調理方法や献立の提供頻度等を検討する際に参考とさせていただいております。

次に、給食で食べてみたいメニューにつきましては、ステーキ、カツカレー、オムライスやピザなど、様々な希望をいただいております。こちらについては、新しいメニューの参考とさせていただいており、食育の観点や栄養のバランス、材料費等を総合的に検討させていただき、実現可能な形で提供をさせていただいております。実際に提供させていただいた例では、オムライスや、ピザ風のパン、チキンカツカレーなどを提供させていただきました。記述回答については、簡単ですが、以上とさせていただきます。

給食のアンケート以外でも、中学3年生を対象に、卒業までにもう一度食べたい給食をリクエスト給食として、汁物、揚げ物、丼物など、お皿の種類ごとに部門分けしてアンケートを取っておりますが、それはタブレット端末を使って実施しております。その部門ごとに募りまして、2月から3月にかけて上位に入ったメニューを提供する取組も毎年実施させていただいております。

以上のような取組が、おおむね好意的なアンケート結果をいただくことができていることにつながっているものと考えております。今後も継続して、また、より多くの子どもたちにおいしい楽しい給食を提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

アンケートについての説明は以上とさせていただきます。

藤井本委員長 ただいま説明をいただきましたが、このことにつき、ご質問等ございませんでしょうか。ないですか。

川村委員。

川村委員 アンケートを取っていただいて非常に参考にさせていただいております。ありがとうございます。給食というのは、子どもたちは家庭の1つの生活の流れの中の昼ご飯というそういう感覚でいるので、カツカレーとか、オムライスとか、そういう家庭でよく登場してくるようなメニューを好むんやなというふうには思いましたけれども、給食の意義というのを教育的な観点から、栄養の取り方とか、朝ご飯で取れてもまた、昼ご飯でもうちょっと、1日の生活のエネルギーというものを補給するためにこういうものが必要やというような、食育的な、そういう教育というのはされてるのかというところら辺を1つ確認をさせていただきたい。

それから、他市、奈良県12市の中で、献立について、他市との交流、他市の栄養士さんとの交流とかがありまして、よその学校では、他市ではこういうメニューが非常に好評やとか、そういうような話合いというのがあるのかどうか、そういうのも奈良県内のいろいろな特産

の野菜とかそういったものもありますし、多分、そういうところでは取り入れていただいていると思うんですけども、それを取り入れても、例えば味つけとか、カロリー面とか、それから牛乳の飲み方、牛乳が非常に今、箱になったので、私も箱の牛乳を自分も飲んだら、瓶のほうがおいしいなあとやっぱり思うんですよね。そういうふうには思ってしまったのか分からないですけど、やっぱり箱というのは、何となく紙臭いというか、独特な紙パックの味とかが、小さい箱の中に入ってる少ない量の牛乳なので感じるのかなあと思ったりはしてるんですけども、実際に昔はミルメークとか、そういった牛乳に入れるような、そういったものも工夫されてあったりというのは聞いてるんですけど、今は現状どうなのかということ。要するに、食が進むように持っていけるのかと。ご飯であれば、ご飯の上にふりかけとかそういったものも工夫してご飯を完食できるような工夫をしているのかという、献立的な栄養というか、食を完食することに導くような、そういう意識と、そしてそのメニューの工夫というのがなされてるのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

藤井本委員長 以上、3点お答えください。

椿本給食センター所長。

椿本学校教育課主幹兼学校給食センター所長 給食センター、椿本です。

食育につきましては、令和7年度の実績につきましては、各幼稚園、小学生、中学生、その他の方につきまして、説明、お話をさせていただいており、各実績につきましては、幼稚園、1年生について、給食センターのひみつ、小学2年生については、なんでも食べて元気もりもり大作戦、小学3年生については、社会見学、小学4年生については、よりよく成長するために必要な栄養素について、小学校5年生は給食のみそ汁を考えよう、だしについてということで、調理実習も含めております。小学6年生については、給食のこんだてを考えよう、中学2年生は職場体験、中学3年生はリクエスト給食、保護者につきましては給食の試食会を行っております。その他につきましては、動画の配信、かつらぎカレーコンテスト、学校保健委員会等について説明等を行っております。

各他市町村のメニュー等につきましては、今月も行ってきましたが、給食の協議会というのがございまして、そこで各市町村のメニューの交換、うちも持っていきまして、他市も持ってきてそれを一部ずつもらってということで持って帰ってきて、参考にして新しいメニューを生み出すというようなこともやっております。

以上でございます。

藤井本委員長 この3つ目の、工夫という部分。

植田補佐。

植田学校給食センター所長補佐 学校給食センターの植田です。よろしくお願いします。

最初に牛乳についてお話しいただいたんですけども、やはり瓶から紙パックに変わったときに味が変わって感じられるというようなお声もたくさんいただいたんですけども、徐々に慣れていただいて、今はもう普通に飲んでいただいているような状態です。ミルメークにつきましては、牛乳パックで使えるようなミルメークもございまして、小学校のほうは今のところアレルギーの関係で、こぼれて牛乳がついてしまうと危険なお子さんもいるので出

せてないんですけれども、中学校のほうについてはミルメークも定期的に提供しておりますし、大体月に1回ほどは牛乳ではなくジョアを提供する日も設けております。あと、食が進むような献立なんですけれども、やはり味つけによって子どもたちが食べやすいもの、食べにくいものがございますけれども、例えば甘辛い味つけのときに子どもたちの苦手な酸味のある献立を組み合わせ、ちょっとでも食べてもらえるように、栄養士のほうが学校も訪問して、子どもたちの食べる様子も見ながら、話も聞いて工夫させていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 いろいろと工夫はしていただいと。牛乳はやっぱり紙パックが多分ちょっと影響しているのかなというふうに思います。今、難しいということを言われた、小学校では、だからミルメークというのは、要するにアレルギーの問題があるから導入しにくいということですね。難しいですね。中学校になってきたら、意識的に飲まなければならないというような、やっぱり栄養価というものは理解できるんですけど、小学校の間にやっぱりカルシウムというのを牛乳で補てんするということについては、ちょっとまた、いろいろと工夫をしていただきたい。やっぱり6年間の間に牛乳を摂取することは、昔から牛乳で摂取するものとしてるんですから、そこに残すということが、これは1つの大きな課題であるというふうに私は思います。できるだけ飲みやすいような工夫を全力を挙げてやっていただくということをお願いしたいなと思います。紙パックという状況になったのは仕方ないんですけど、でも牛乳瓶になったとて、ミルメークで牛乳をこぼしたからアレルギーの対応がどうかというような話になってくると、それは別問題なのかなとも思います。牛乳が昔から瓶で開けてもこぼす子もいるし、開けるときにぶしゅっとこぼれて飛んじゃう人もあるじゃないですか。そう考えるときに、紙パックだからどうか、瓶だからどうかという問題、その中に、ミルメークとか、そういった何か味つけに工夫するようなことについて、できないということが、それでいいのかどうかというのは、私は、もうちょっと牛乳は飲んでほしいので、その工夫はもうちょっと頑張っていただきたいなというふうに、これは要望としてさせていただきます。

以上です。

藤井本委員長 要望ということでお願いいたします。

ほかにはないですか。

奥本委員。

奥本委員 2点。まず1点、今の関連ありますけども、牛乳が瓶の提供ができなくなって、全国的に紙パック提供になって、ストローレスの紙パックになったというところなんですけども、私はそこじゃなくて、紙パックの処理なんです。当初は紙パックに移行したときに、学校教育課の方が各学校を回って、要するに飲み残しの牛乳の処理とかをされてました。それともう一つは、あの小さい紙パックは、資源として再利用できないので、クリーンセンターで持ち込んで焼却というふうに伺っていましたが、今現状として、その辺の飲み残しの紙パックの処理はどうなってるか。最終的に紙パックをどういう形で処分されてるかという2つを

まずお聞きします。

それとこのアンケートに関して確認ですけども、令和5年、令和6年で目立つところが1つありまして、4番のところで比較すると、おなかがすいていないからというのが上位に入ってきてるんです。この辺のところの分析がもう少し詳しくされているのかどうか。なぜおなかがすいていないかというところをどういうふうに見られてるかというのを、以上2点お願いします。

藤井本委員長 植田補佐。

植田学校給食センター所長補佐 学校給食センターの植田です。よろしくお願いします。

まず、紙パックの処理なんですけれども、学校のほうでスクールサポーターの方が、飲み残しの牛乳をバケツのほうに、一旦箱に残ってるものは捨てていただいて、空の状態のものを給食センターのほうで会計年度任用職員が回収してクリーンセンターに持ち込み、焼却処分という形で、させていただいております。

2点目のおなかがすいていないからというところは、まだ今のところそこまで分析できておりませんので、今後学校のほうにも確認を取りながら進めていきたいと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 まずは紙パックの処理ということは2つの工程があると。まず、飲み残しを集める方、これがスクールサポーターの方が担ってると。さらに、その後に会計年度職員がクリーンセンターに持ち込まれてると。ほかに手がないかなというも思うんです。それ以前に、学校教育課の方が各学校を回ってやってるということも何か尋常じゃなかったんですけども、ほかのところではどうされてるんですかね。やっぱりこの手間のことを考えたら、紙パックに移行するしかないというのは分かるんですけども、もう少し何か違った方法がないかなと思うんです。エコのためにストローもなくされてるんですけども、逆にこれエコじゃなくなってしまってるんですよね、どっちかという。その辺りも実際、これが本当に正しいやり方かどうか、ちょっと私、疑問なんですけども、ほかのところの自治体のストローレスの紙パックの処理というのを何か研究されたかどうか、重ねてお伺いします。

それから、おなかがすいていないからの分析できてないということですけど、これ、いろいろ状況が分からないんですけども、子どもたちが食べる量が減ってきてるんか、そして減っているのであれば、それはどこに起因してるかというところですよ。一時的なものなんかこの年度だけのものなんか、傾向としてあるのであれば、やっぱり発達に影響するところで、おなかがすいてる、すいてないというのが絡んでくると思うんです。やはりこの辺の分析というのは必要だと思いますので、アンケートを取って終わりじゃなくて、このアンケートをどういうふうに活用するかというのがそもそもアンケートの意味だと思うので、そこはちょっと今後見極めてもらう必要があるかなという気はします。

では、紙パックのほかの自治体の件だけお願いします。

藤井本委員長 植田補佐。

植田学校給食センター所長補佐 ほかの自治体が紙パックをどのように処分されているかということ

なんですけれども、基本的には焼却処分をされているというふうに伺っております。ただ、葛城市のように集めているという自治体は2つほどでして、それ以外の自治体については普通のごみの日に出していただいているというふうに伺っております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 先生方の働き方改革で学校の先生が全くできないというか、時間的な余裕がないというところは分かるんですけども、やはりその辺り、余計な手間とか、環境に配慮すべき教育をすべきところが、そういうふうに紙パックの小さくて手間がかかるからということで焼却になっていると。これもイメージ的に、子どもたちに与える影響はどうかという気はしますので、ここはもう引き続き研究ですよね。何がいいか私も分かりません。やっぱりこのストローがなくなったというところに波及するところは結構大きくて、9番、12番のところにもやっぱり影響してくるんでしょと思うんですけど、そのところだけ、もう少し情報収集だけ今後ともお願いします。

藤井本委員長 ほかに。

福本委員。

福本委員 よろしく願いいたします。先ほどのおなかがすいてないのところの関連になってくるんですけども、これ、私、ちょっと分からないんですが、おなかがすいてないというのは何年生、全部を見て言っているのか、細かく分析されてるのかなというふうなところ、ちょっと気になるんです。何でこれが気になるかといったら、中学生ぐらいになってきたら、体を大きくするために補食というふうな形で、お昼ご飯以外にも補ってあげるというふうな、そういうスポーツされる子とかは特にというふうな観点で、途中で何か口に入れる、学校に物を持ってくるというのもどうなんだろうというふうにも思うんですけども、そういうふうなところというのは考えられて、取られてるのかちょっと教えていただきたいんです。お願いいたします。

藤井本委員長 いけますか。

椿本所長。

椿本学校教育課主幹兼学校給食センター所長 給食センター、椿本です。

ただいまのおなかがすいていないという回答につきましては、小学生につきましては、回答順位としては5位でパーセンテージで言いますと9.3%、中学生で言いますと第4位で10.75%、中学生のほうがやや多いという数字の結果となって……。

藤井本委員長 分析としてそうしてるというのやね。

椿本学校教育課主幹兼学校給食センター所長 はい。

藤井本委員長 福本委員。

福本委員 ありがとうございます。中学生のほう体が大きくなってくるので、おなかすくわなど。補食というふうな部分でのことをちょっと気になりながらは、いてたんですけども、途中で食べてるだとかそういうふうなものでされてたのかなというのも思いながら、どういうふうな、子どもたちがおなかすかしてるんだろうかというところはちょっと気にはなった部分

ではあったので、聞かせていただいた部分ではあったんですけど、もう1点違うところからになるんですけども、食育のところ、どこでしたか、オークワとかでも、塩分の量はこんなものですよというふうな形で、取られたりとかというふうなことをやってたというのは聞いたことがあったんですけども、学校で小さい頃から、いったら小学校1年、2年、3年のところで食育をやられてるということで、塩分だったりとかうまみ成分だったりだとか1つ1つのところというのを、実技を含めながら、このぐらいの味ですよというのを教えていただいているのかなというふうなところも教えていただけたらと思います。意味が分かるか、実際に食べて、このぐらいの味つけですよというのをみんなが大体分かってるのかなと。ここを見ててもデータの中でも、味がちょうどいいはすごく多いんですけど、味が薄い、味が濃いというところがあったので、少しでもみんなが均一な、このぐらいの味つけで家の中でもこのぐらいの味つけがいいんですよというのを認識してもらってるのかなというところで、食育のところで行っていただいているのかなというのはちょっと教えていただけたらと思います。

藤井本委員長 今2回目の質問をされたんですけども、1回目のところで、これは問4のところでおなかのすいていないからというところを捉えられて話をされてるわけですよ。それで、小学校の方がおなかのすいていないという、小学生よりもおなかのすいていないという中学生が多いというふうに答えられたんですよ。その辺が、中学生やったらおなかのすくのにということで、話がうまくかみ合っていないような気がするんですけど、小学生という一くくりにしないで、例えば低学年とか、そういう、もう少しこの辺は大事なところで、分析をされてるのかなというふうに思うんですけど。されてなかったらいいですよ。小学生という一くくりに、小学校1年の子と6年の子というたら、全然違うわけで、低学年と高学年ぐらいに分けてでもそのところ、分からないですか。それと中学生やというところで、もう分からなかったらしょうがないんですけども、2回目の質問のところに入ってください。

植田補佐。

植田学校給食センター所長補佐 最初のおなかのすいていないからのところなんですけれども、学年ごとに回答はしていただいているので、今回は分析はできていないんですけども、今後学年ごとの詳細な、何年生がどのくらい答えてるのかという辺りですとか、補食の辺り、また、学校のほうにも聞き取りをしながら詳細に分析をさせていただきたいと考えております。

あと、味つけのほうなんですけれども、学校のほうの家庭科の食育について詳しく聞けていないので、どのようにしていただいているかは把握できていないんですけども、給食センターのほうでは、給食センターのほうで作ってる給食が基準に基づいた塩分量で給食を作らせていただいているので、私どもとしましては、給食の味つけが基準だということで、その味に慣れていただきたいという思いで給食を作らせていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 福本委員、いいですか。

ほかに。

杉本副委員長。

杉本副委員長 これから給食費無償化になって、多分親御さんらもこういう子どもらの声をリアルにやっていたいてるのかなと、そう信じながら見てるんですけども、先ほど一番最初の説明で、時間がないから残してるのは、コロナのときに短くしたけど、今、時間を延ばしていただいてる学校もあると聞こえたような気がしたんですけど、何で全部やらないんですかねというのが1つ。

もう一つは、他市とかの献立とかというのを交換会みたいなのをやられてて、それで葛城市の献立はどうなんかなという判断。これ、見る限り、先ほど味つけもそうなんですけど、給食に関しても、大阪の学校の子であったり、東京の学校の子やったり、京都の学校、この辺の近所の市の子どもらの声を聞いたんですけど、ほんまにおいしくないという子が多い中、この結果ってすごいいいと思うんですけど、今、どう考えても、外食に行ったときの味つけというのは濃いわけじゃないですか。それでこれというのはめちゃくちゃすごいと思うんですけど、何かその秘訣は何なんかなあみたいなの。逆に僕、味つけが薄いとかというのがどんどん出てくんなかと思ったらちょうどいいわけで、その辺、何か努力というか、その辺を教えていただきたい、他市にも広げてあげたいなと思うので。東京の子とかやったら、もう給食なんか食べへんよという子もおるらしいです、おいしさすぎて、というところもあるって聞いているので、その中ではすごい頑張ってはるなあと思うので、ちょっとお聞きしたいなと思います。

藤井本委員長 私も気になってましたけど、1問目の給食の時間、学校によってはコロナ前に戻したところがあるという、学校に差があるということですけど、これは給食センターの範疇じゃないので、教育委員会、どなたか、学校によって違うという部分。給食の時間については、給食センターじゃなくて学校のほうでお答えください。それ以外、給食センターのほうでお答えください。

栗原課長。

栗原学校教育課長 学校教育課の栗原と申します。よろしくお願いいたします。

給食の時間につきましては、基本的には学校のほうで決めていただくことになっておりまして、各学校ごとに多少の時間の差があるのが現状でございます。小学校につきましては、5校ありますけども、大体45分から50分ぐらいの間で時間を設けております。中学校につきましても、これも両校で多少時間の差はあるんですが、30分から40分の間で設定していただいております。いずれにつきましても、学校のほうで、時間割等々、総合的に勘案して決定していただいているというのが現状でございます。

以上です。

藤井本委員長 勝眞部長。

勝眞教育部長 先ほど、給食時間を、戻してもらった、長い時間に設定してもらった学校もあるというふうに、所長のほうが一番最初に説明させていただいたのは、コロナ禍の中で給食の時間を少し縮めておられた学校があったので、その学校については、今は元の時間に戻していただいて食べていただいていると、そういう意味でご説明をさせていただいたかと思いますので、よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 それ以外の部分。

植田補佐。

植田学校給食センター所長補佐 学校給食センターの植田です。

まず、他市との情報共有なんですけれども、令和7年度は他市で人気のあるヤンニョムチキンを葛城市のほうでも提供させていただいたという経緯がありまして、逆に葛城市で人気のある豚肉のかりん揚げですとか揚げパンを他市のほうで、令和7年度、また令和8年度に提供していただくというふうに聞いております。秘訣といいますか、一時期の葛城市のほうの学校給食もおいしくないというお声もいただきまして、そのときに和食の料理人の方にも来て給食の味見をしていただいて、だしが大切だというお話もいただいて、栄養教諭のほうにだしの取り方を教えていただいて、塩分などは基準があって増やせないんですけれども、だしを取ることでうまみを増しておいしく感じられるような、そういった取組が今、実を結んでいるのかなというふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 味つけに関しては多分、かなりいいところにいるというか、いいと思います。こんな言い方したらちょっとあれなんですけど、やっぱりうちの子どもも何でも食べるんですよ。ほんまびびるぐらい。でも、やっぱりほかのお母さん、お父さんの話を聞いたら、食べへんものは食べないんですよ。それに対しての努力というのはめちゃくちゃ難しいと思うので、それも頑張ってくださいかなと思うんですけども、日々の研究やと思いますけども、無理ない程度に、ほんまに食べない子はちょっとでも入っとったらもう無理なので、そこに注力注ぐよりとちょっと思っちゃったりもするんですけど、引き続き、無償化なったからどうたらこうたらとならへんように引き続きお願いしておきたいと思います。

ほんで、結局時間は、コロナのやつは変えていただいたと分かったんですけども、にしても今、聞いた話だったら学校でばらばらじゃないですか。それはどうなんでしょうね。よくかんで食べるみたいな教育を僕は受けたような気がするんですけど、その辺の話合いというか、統一できないものなんですか。30分から50分の差があったような気がしたんですけども、学校によって20分も違うのと思ったらちょっと気になるんですけど、その辺の見解をお願いします。

藤井本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 ありがとうございます。今、課長、部長から答弁ありましたように、学校の給食の時間という時間の中には準備の時間というのも含んでおりまして、4時間目の授業が終わってから給食が終わりまでの時間が今、学校によって40分から50分の時間差があるということで、これは学校規模にもよるんです。規模といいますか、学級の人数にもよるところがあって、準備を早くできると給食を食べる時間も多くなるということもあって、教育委員会のほうから学校の学校長に指導させていただいてるのは、しっかりと給食を食べる時間をつくりなさいと。その時間を校長会では共通して取りましょうと。その準備にかかる時間が学校差があるということで、多少5分程度の差があるのかなというふうに、教育委員会のほうとして

は認識しているところでございます。

あと、今の質問と直接関係ないんですけど、先ほどから出ていただいたこのアンケートのおながすいていないからという理由のところ、私なりの分析を少しお話しさせていただきたいんですけど、この項目については、あくまでも給食が好きではないという子どもに関して、どうして好きじゃないのかという理由を聞いた項目であって、好きではないという回答が既にもう7.8%しかない。今、人数的に見ると、大体200人弱ぐらいになるのかなと思うんですけど、その中の7%、8%の子がすいてない。これ、人数でいうと多分12人とか、市内でも10人から15人の間ぐらいかなと思っているんですけど、その中で、こう回答している子は、感覚の問題なのかなというふうにも思ってしまうし、そこの分析をどこまで進める必要があるのかと、少しちょっと私なりにも難しいところがあるのかなと。人数的にはそれだけ非常に少数であるということだけ認識いただけたらというふうに思っております。

以上です。

藤井本委員長 いいですか。説明ありがとうございました。

ほかに。

奥本委員。

奥本委員 1点だけ。嫌いというところに関する項目なんですけども、過去に給食運営委員会、やはりその辺の話合いが結構いろんな、PTAの方も含めて教育委員、それから学校・園の話もありまして、一番よくいつも挙げられるのはキノコですよね。その辺のキノコの嫌いな理由というのは何かというと、話合いの中で、家庭でキノコを食べる習慣がないというのが、いつも上がってきてたんです。となると、食育というところは、学校の子どもたちにはセンター、学校を通じていろいろやっていただいているんですが、家庭での食育が進まない限り、食べたことないものを食べろと言うても、子どもたち、やっぱり嫌いというより食べたことないから食べないというのが多分多かったと思うんですけども、そのところの家庭での食育に関するところの、これを教育委員会が指導するというのもおかしい話やけども、何かその辺、啓発するようなやつがやっぱり必要かなという、そういう意見も過去にあったと思うんですけども、その辺りの取組、今どういう形になってますか。

藤井本委員長 いけますか。

植田補佐。

植田学校給食センター所長補佐 給食センターの植田です。

家庭での食育というのはなかなか給食センターからはアプローチしにくい部分ではあるんですけども、各学校、幼稚園で給食の試食会を実施しておりまして、そのときには栄養教諭のほうから、食育についてのお話ですとか、家庭でこういったことをしていただきたいというお話はさせていただいてますので、参加していただいている方については理解はいただいているのかなというふうに認識しております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 そうなんですよ。これも話をしていた。給食を食べてみたら、こんなおいしいんかとか、

キノコもこういうふうに調理したらいけるんかという、気づかれる方が過去にも多かったんです。だから、試食会というのは1つ、アプローチとして有効かなと思うんですけど、ただ給食試食会をやっているというか、食べれますよというアピールがやっぱり少ないと思うんです。その辺、やっぱりPTAを通じて、学校を通じてというところでやりようがいっぱいあると思うんですよ。それで、葛城市の子どもたちが食べてる給食が今現状どんなんか。過去には議会でもありましたけども、食べてみておいしいというのは親も認識できるんですよ。その辺りをうまく伝えていく必要があるかなと。給食試食会というのも費用が数百円かかりますけども、それによって親も食事の、料理のレパートリーが広がる可能性がありますので、そこからがやっぱり嫌いというのもなくしていける方法かなと思いますので、その辺り、広報というかアピールのほう、よろしくお願いします。

藤井本委員長 要望ということでいいですね。

ほかに。

木村委員。

木村委員 アンケート等はしっかり取っていただいて、僕はしっかり頑張っていたいてると思うんです。特に葛城市、おいしい、うちの子どもも大好きな給食、おいしい、この結果を見ても非常に頑張っていたいてるなと思うんですけども、引き続きこれはちょっと継続しておいしい給食を提供していただきたいんです。

あと、僕から以前に言わせていただいたカレーのメニューの献立レシピを公開していただいたかどうか、その辺だけお答えをお願いします。

藤井本委員長 植田補佐。

植田学校給食センター所長補佐 学校給食センターの植田です。

酒かすカレーのレシピなんですけれども、給食センターのホームページのレシピ紹介というところに載せさせていただいておりますので、またご確認ください。よろしくお願いします。

藤井本委員長 木村委員。

木村委員 確認しました。してるんです。それも、うちもこのゴールデンウィークにちょっと嫁はんと子どもと一緒に作ってみようかなと思ってるんですけども、それも入っていないと分からない部分もあるので、周知をしていただくなり、一緒に作ってもらって、せっかくおいしい学校給食やと、こうやって載せてんねんから、分かるように、分かりやすくしていただきたいなと。入っていかなちちょっと分からんかって、僕もどこやどこやとなったので、その辺だけよろしくお願いします。

あとそれで、この大好きな給食の中で、揚げパン、カレー、フルーツポンチ、これ、もう間違いなしだと思います。近所の子、みんなこれを言うんですよ、あしたはフルーツポンチやねんというて。ほんで、これ、またもしできるのであれば、やっぱり子どもたちの意見を、回数を増やせるときは増やしてほしいというのもありましたので、食育のいろんな栄養素の兼ね合いもあると思いますけども、増やせるんやったら、費用面も考えていただいて、ちょっと増やしていただくよう要望だけお願いしておきます。よろしくお願いします。

藤井本委員長 ほかにないですか。

増田議長。

増田議長 私も以前に地産地消のお話をさせていただいた経緯があるんですけども、今回もちょっと確認をまずさせていただきます。このアンケートでご飯が45.62%でパンが16%、非常にご飯がこのぐらいの比率で、ご飯志向が高いんだというのは再確認しましたが、地元のお米を使っていたらというのとは認識してるんですけども、副食の材料が今どのぐらいの自給率になってるのか、まずお聞きします。

藤井本委員長 植田補佐。

植田学校給食センター所長補佐 学校給食センターの植田です。

申し訳ありませんがちょっと本日その資料を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

藤井本委員長 増田議長。

増田議長 これ、大体出てくる項目なので、ご用意してほしかったんですけど、恐らくそんなに上がってない。体制が整ってないということが原因やと思うんです。例えば、橿原市なんかすごく自給率が高いというふうに伺ってます。というのは、JAとかそういう組織でグループといますか、給食センターに持ち込む登録農家というのを確保して、給食センターから、こんなものをこのぐらいの時期にこれだけ欲しいというそういう調査をまずされて、それに見合って、生産、作付されるという、そういう仕組みができてるんですけども、葛城市はそういうのがないということ。以前には、道の駅で出荷されているものということなんですけども、私、葛城市にどういう農産物があるかというのをまず給食センターで大体把握されて、それを主体にメニューをつくるという逆の発想もありかなと思うんです。メニューができてこれに合う野菜が欲しいというのじゃなしに、これだけのものがあるからそれを使って何を作ろうというふうな発想も、今後、地元産野菜スープみたいな、そういうメニューもあっていいかなというふうに思いますので、今日は資料もお持ちじゃないので、今後の取組として、そういう組織作りと、それから地元産を主体としたそのメニュー作りと両面で取り組んでいただけたらありがたいというふうに思うんですけども、よろしくお願いします。返事できませんよね。お願いしておきます。

藤井本委員長 今日は事前の打合せでアンケートについてということだったので、次、そういうのを答える機会あれば、そういうのもお持ちください。

ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 それでは、ないようであれば、この件については、これぐらいにして、次に進みたいと思います。ただ、後でお答えすると言われた教育委員会、先に戻るけども、私、大事なと思ったんは、工事関係者のたばこ、あれなんかはみんなどうなんだろうと思っていると。いけますか。ちょっと1番に戻りますけど。

葛本教育総務課長。

葛本教育総務課長 今、確認すると言わせてもらったのは、どこでどう吸ってるかまでは把握はし

てないんですけども、学校内での喫煙はできないということは、契約当初のほうに申し伝えておりますので、実際喫煙の状況というのを改めて確認をさせていただこうと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 分かりました。ないようであれば、次、3に進みますけども、職員の方、交代されるんですね。もう休憩を取らずに行きたいと思います。

交代をお願いします。

(理事者入替え)

藤井本委員長 次に、3番、住環境の改善に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、新たな調査案件として取り上げさせていただいたものでございますが、今後の調査に向けた前段として、今回は環境課に寄せられております住環境に関するご意見などについてご報告をいただきたいと思います。現状の市民から寄せられてるご意見等についてご報告ということでお願いします。

それでは、お願いいたします。

葛本部長。

葛本市民生活部長 市民生活部葛本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、住環境の改善に関する項目といたしまして、ご説明させていただきます。環境課の業務といたしましては、市民が快適に暮らせるまちづくりをサポートするため、ごみ処理や環境対策を推進を担当する課として、ゼロカーボン係と環境対策係を置いて業務を進めております。そのような業務の中で、環境課に寄せられております住環境に関するご意見等についてご報告させていただきます。

環境課では、市民の皆様の日常生活に最も身近な課題を扱っておりますため、様々なご意見をいただいております、大きく分けまして、悪臭、振動、水質汚染、騒音、大気汚染、廃棄物投棄などがございます。

直近、令和7年度の件数を申し上げます。悪臭が22件、水質汚染16件、騒音25件、大気汚染22件、廃棄物投棄19件、その他93件、年間合計197件でございます。令和6年度の件数は、悪臭14件、振動2件、水質汚染3件、騒音21件、大気汚染13件、廃棄物投棄14件、その他67件、年間合計136件となっております。いずれの年度におきましても、その他の中で一番多いのは、近隣の土地の管理不足による草や木の張り出しに関するものでございます。非常に広範囲のご意見をいただいておりますが、それらへの対応としましては、現場確認をし、行為者に対しまして、直接指導や通知、広報、防災無線での啓発を行う。廃棄物や小動物の死骸につきましては回収する。油の流出につきましては、オイルマットを敷設するなど、被害拡大の防止に努めているところでございます。また、内容につきましては、他の関係課や奈良県とも連携し、対応を行っているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 ただいま説明をいただきました。このことにつき、ご質問等ございませんでしょうか。ないですか。

奥本委員。

奥本委員 これも、かなり以前の私が委員長やっていたときの調査案件で取り上げて、県のほうの立入りもやっていただいたところもあったんですけども、最終的にやはり現状の法律上では取り締まりにくいと。有価物という取扱い、位置づけになった場合に県もなかなか動きづらいというところがございます、その後もいろんな方から要望が上がっております。特に新たにできたところで、平日の昼間は行政官庁の指導がない時間帯は静かなんですけども、夕方、あるいは休日に非常に大きい音がするという、監視の目が届かない時間帯に操業されてるところが非常に多いんですよ。やはりこの辺りの問題という、私も調べた限り全国的にやっぱり問題になっておりまして、古くは当時、千葉県の方でニュースにもなりました。そのこともやっぱり取り上げたんですけども、廃掃法のいろいろな関係もありまして、なかなか一筋縄ではいかない。ただ、現状ここ数年のところ、自治体が条例を制定するところが非常に増えてきてるんです。そういった意味で、現状葛城市として、何か条例等の規制とかを考えていらっしゃるか、その辺りをお伺いしたいと思います。

藤井本委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川です。よろしくお願いいたします。

ただいま奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。今回他の市町村で条例が制定されてるという大きな流れがあるんですけども、本市におきましても検討してるんですけども、昨今政府のほうで閣議決定が4月にされております。今、特に一番問題となっているのは有価物でございます。有価物につきましては、特段、そういった規制が及ばないので、それにつきましては、いろいろな諸問題、一番は多分今おっしゃったような有価物でございます、こういったものの保管方法、そういったものを厳しく取り締まるという形で法律の改正が今後予定されております。まだこれは予定段階なんですけど、今後のスケジュールなんですけれども、2026年の1月に一部改正、こういったものをされると。その後施行後の移行期間がございますので、いきなりそういった業者に、例えば飛ばない飛散防止のための建物を建てるとか、そういったものも急には難しいので、移行期間が設定されまして、2028年から2029年にかけて、猶予期間を終えたところから規制の開始が始まるということでございます。昨今一番最初に千葉県が施行されたんですけども、することによって、ほかの市町村、近隣市町村にもものが移行するということで、抜本的な解決にならないので、本市としまして、この一部改正が、法の施行が変わるということを踏まえ、今現状の問題になっているところに対して、今後こういった規制が行われていくという、細かいところはまだ出てないので、今ここで申し上げることできないんですけども、そういった内容を業者に対してお伝えして、早くから対策をしていただいて、そういう近隣のトラブル防止に努めていきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ちょっと今のまず、ご答弁確認ですけど、2026年1月に改正もう終わってるんですか。先ほど最初のほうでは、4月に閣議で決定されたということですけども、これ、ちょっと

この時間的な説明が合わないの。

(「27年」の声あり)

奥本委員 27年に改正されるということ。分かりました。国も非常にこの問題が全国的に大きく取り上げられて動いていただけるのはありがたい話なんです、その間にやっぱりどんどんどんどん増えてしまってるんです。もうこれ、葛城市においては、山麓線の沿線沿いですわ。景観条例を定めて、あそこの風景を守っていこうというふうに決めたにもかかわらず、どうもやっぱり増えつつあるんです。これも過去の委員会で調べた限りでは、やはり海外への輸出される堺の港に近いからということで、交通の便もいいからというところで、要は狙い撃ちされてるような感じなんですよ。だからやっぱりどこかで歯止めをかけていかないと、1回たってしまうと、移行期間があつて、なおかつそこから指導が入りますので、やっぱりまたその間操業が続くんですよ。だからまずはこれ以上増やさないという取組を何か検討していただきたい。あと、有価物一時保管所という呼び方ですけども、千葉では金属スクラップヤードという呼び方をします。塀で囲まれてると実際、何か分からないものが入ってる可能性もあるんです。その辺りが先ほどの水質汚染とか大気汚染につながってると思うんです。騒音計とかを持ち込んで、過去には原課のほうで対応してもらってるんですよ。やってもらってるんですが、音なんか、臭いなんか、行ったらもうそれが消えてしまってるというのが多々あつて、その瞬間のところを不安とかあるいは被害を被っていらっしゃるのはそこにお住まいの方なんですよ。そこをやっぱりうまく声を聞いてやらんと、いや、行政の取り得る最大限の行動はしましたと言ってももう遅いんですよ、その辺りって。そこのところをやっぱり何とかしていかないといけないとは思っています。これはもう議会のほうでも調査案件に上げていただいたので、引き続きまた、新たにいい方法を探っていく必要がありますけど、とにかく困っていらっしゃる方は、日々の生活が本当にもうノイローゼになるぐらいに悩んでいらっしゃる方が多いので、行政サイドも一緒に協力して行って、できるだけ早く対応していただきたいと要望で締めておきます。

藤井本委員長 ほかに。

川村委員。

川村委員 今、理事者のほうから、いろいろと市民からの相談事ということで、今年度ちょっと件数も増えている、7年度は増えているという状況であります。私も個人的にいろんな市民相談を受けている中で、やっぱり音、もちろん今、文化会館の解体、複合施設についても、この間も現地へ視察に行きましたけど、時期的にはもう間もなく、そういった音の皆さんにご迷惑かける期間というのが過ぎると。期限がある分については、多少なり、我慢もしていただけるということですけど、やっぱり日々そこに住んで、特に高齢者の方なんかは昼間家にいらっしゃるので、どうしても騒音って、私は現地に行ってちょっと聞かしてもらっても、かなり騒音としては厳しいなというふうにも思ってるんです。騒音はそこだけじゃなくて、違うところでも、今、市民から多分相談を受けてる部分があると思うんですけど、この音というのは、その瞬間に、そこに、現地にいないと分からないので、行政として騒音問題というのが一番難しいのかなと。どういう対応をしていただいているのか、そしてその苦情に対し

て、どこまでいろいろと状況を行政として把握していく、その業務というのをさせていただいてるのかというのをお聞かせいただければと思うんです。様々な騒音問題って、特に音に対してはあると思うんですけど、その対応についてちょっと聞かせていただけますか。

藤井本委員長 西川課長。

西川環境課長 ただいま川村委員のご質問にお答えさせていただきます。

確かにいろいろな、様々な音、ご意見をいただきます。その中でも生活音、これが一番実は多くて、隣の犬の鳴き声、これが一番多いんです、実は。これについては、近隣、飼い主のマナーをお願いするという形で対応のほうをお願いしております。その次が、まず工場に関する音の問題でございます。こちらにつきましては、特定施設といいまして、音をちょっと大きく出す機械が指定されているんですけども、そういった特定の機械を置く場合、市のほうに届出が必要となります。その届出を受けて、市としては、それが保管的に適切だということであれば、受理のほうをさせていただきます。音が当然、時間帯とか場所にもよるんですけども、音の大きさの規制値というのが決まっております。例えば昼間で住宅街近くであれば60デシベルとか、そういったそれぞれ場所とか時間帯によって変わるんですけども、そういった規制がございますので、それを超えるような数値が出るようであれば、我々の立入りという検査ということがができますので、行政指導という形で、改善の指導、そういう指導的なことを行うという対応をさせていただいております。

以上です。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 行政指導という形を取っていただいているということなんですけども、これ、実際に、今いろんなご相談がある中で、行政指導を行わなければならないような状況というのは今あるんですか、実際は。

藤井本委員長 現在の行政指導の状況について。

西川課長。

西川環境課長 1件、そういった形で指導を行ってるのがあります。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 引き続きそういった流れで、きっちりした行政対応をしていただきたいということをお願いをしまして、その状況、どういう状況かいうのを、これ、調査案件ですので、また、市民の方たちの、いうたら健康被害とかそういったものがあるのかとか、それから、継続的にもずっとそういう住環境であるのかということですね。先ほど言いましたように、うちの文化会館でしたら解体の時期というのはもう決まってきて、その後はそういった騒音についてもなくなっていくという少しの間ご辛抱をとというような状況であるのかなのかということころら辺もありますので、その住んでいる方から見たら、もうずっとその環境ですから、それは市民に寄り添っていただいて、やっぱり行政としてできることというのをしっかりお願いしたいというふうに思いますので、お願いしておきます。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないですか。この件は調査案件に入れておりますので、引き続き、また調査を進めてまいりたいと思います。

ないようであれば、次に進みます。

職員入替え、4番に行きますね。職員入替えのほう、よろしくお願いします。

(理事者入替え)

藤井本委員長 急いでいただいて申し訳ないです。

次に、4番、学童保育に関する事項についてを議題といたします。本件につきましては、忍海小学校区学童保育所整備事業の進捗について報告がございます。

それでは、理事者、説明、報告をお願いいたします。

新澤課長。

新澤子育て支援課長 子育て支援課、新澤です。よろしくお願いいたします。

忍海小学校区学童保育所整備事業の進捗と今後の予定につきましてご報告いたします。

令和8年3月13日の当委員会でご報告させていただきましたとおり、子どもたちの保育環境の充実を最優先に考え、年度内の工事着工はもとより、可能な限り早期に新たな施設での保育を開始できるようにする必要があると判断し、債務負担行為を設定した上で、工事の早期着工、早期完成を図るために、令和8年3月10日付で一般競争入札の公告を行い、広く事業者を募集をしていたところでございました。一方で、本事業の財源として見込んでおりました国庫補助金に係る国の予算につきましては、成立の見通しが不透明な状況にありましたことから、その動向を慎重に見極める必要があると判断し、3月25日をめどに入札の手續の継続、または中止の判断を行うこととしておりました。その間におきましては、県と綿密に連携を図りながら状況確認を行うなど、情報収集に努めてまいりましたが、3月25日の時点において、予算成立の見通しが立たず、安定的な財源確保が困難な状況であったため、苦渋の判断ではございましたが、入札手續を一旦中止させていただいたものでございます。その後、4月6日に国庫補助金に係る予算の見通しが立ったとの連絡を受けたことから、速やかに事業を再開し、4月13日に改めて入札公告を行い、現在手續を進めているところでございます。今後の予定といたしまして、5月12日に開札を予定しており、落札事業者との仮契約締結後、議決を得て本契約する考えでございます。また、工事完了につきましては、当初の予定から2週間から3週間程度遅れ、令和9年2月中旬を見込んでおり、その後の準備を経て、令和9年3月上旬から中旬の開始を目指してまいります。子どもたちにとってよりよい保育環境を一日も早く提供できるよう引き続き適正な手續を確保しつつ、可能な限り工期の短縮にも努めてまいりたいと考えております。

以上、報告です。よろしくお願いします。

藤井本委員長 ただいま説明いただきましたが、この件につき、何かご質問等ございませんか。

木村委員。

木村委員 よろしく申し上げます。この前中止されてから延びたんですけど、それは仕方がないと思うんですけども、これ、今、情勢で、材料がない、材料がすごく上がってます。特に原油の加減で、うちもすごい被害を被ってまして、水道の排水のパイプなんか、30パーから40パー

値上げとなってるんですよ。物によったら、塗装で言うたらシンナー、その辺は一斗缶、ふだん安いものが、7万円という高額で売ったり、今もう材料が入らない状態になってるんです。その辺で、順調に行って2週間程度工期が延びてしまうということなんですけども、これ、大丈夫なんかなというのはちょっと不安に思うのと、材料費が多分かなり高騰して大丈夫なのかなというのは、それがちょっと心配、懸念されるところなんですけど、その辺の状況をちょっと見ていただいているのかだけ、よろしくお願いします。

藤井本委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 再公告を打った時点では、元の予算要求させていただいたときの積算の下、させていただいてるところでございます。世界情勢等の関係、あるかとは思いますが。今はちょっと入札の開札までは見届けてるような状況でございます、その後やっぱりそこでもう一度また判断していくことになるかなとは思っております。

以上です。

藤井本委員長 木村委員。

木村委員 取られる業者は出てくるとは思うんですけども、もしなかった場合、これ、また中止になって、どんどんどんどん延びるので、今後のこともしっかりと考えていただかんと、これ、令和9年2月で終わることが終わらない可能性がまた出てくるので、その辺ちょっと情勢も踏まえ、いろいろ難しいとは思いますが、その辺のほう、よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 この辺のところは、課長が答えにくいと思うので、世界情勢が絡んでくる、高騰とか、入札をこれからしていくという中で、延びたというのは皆理解しているけども、これ、市長か副市長、ちょっとお考えを述べていただくことはできないですか。部署だけではちょっと難しい問題やと思います。

阿古市長。

阿古市長 特にアメリカとイランの関係からホルムズ海峡が通過できない状況が解除できるのかどうかちょっとまだ分かりませんねけども、期間によってその動向というのは変わってくるのかなという分析をしておるところでございます。その事象が起こった当時に入札をできるだけ早くするという話は内部ではしております。ただ、その中で、今回の学童保育所につきましては、国の予算の関係がございましたので、一旦入札を中止して再度その手続を踏んでいるというところがございますので、若干その影響が大きく出る可能性は高い分野かなと感じておるところでございます。ただ、全ての予算において、予算計上の場合は、ある一定の余裕は見るわけなんですけども、その余裕の範囲内で収まるのか、収まらないのかということが、これからさらに補正予算等をお願いする必要があるのか、ないのかというところに関わってくるのかなという考え方をしております。今現状言えますことは、今の現状でこの物価といいますか、全体的な資材の高騰というのは、これは一旦上がれば下がることのほうが可能性は少ないであろうという考え方をしておりますので、できるだけ早い入札の手続を踏むようにという指示は終わっているところでございます。社会情勢のことでございますので、これがどの程度最終的に影響が出るのか、また、その期間がどの程度になるのかということは、その状況を確認しながら、その手続についてどうするのかということも検討す

るようにという指示は終わっているところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 ありがとうございます。ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば4番、学童保育に関する事項については、以上といたします。

それでは、昼食のための休憩を取りたいと思います。

ここで暫時休憩をいたします。1時半に再開をいたしますので、よろしくお願いします。

休 憩 午後0時03分

再 開 午後1時30分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

5番、こども・若者家庭センターに属する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、本市議会宛てに提出をされておりますこども・若者センターにおける発達支援相談体制の抜本的是正を求める陳情書について、前回の3月定例会中の本委員会におきまして議論をさせていただいたところであります。それ以降、検討していただく時間もあったと思われますので、前回の議論を踏まえた上で、現在の対応状況につき、ご報告をいただきたいと思います。

それでは、報告よろしくお願いいたします。

川崎こども・若者家庭センター所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 こども・若者家庭センターの川崎でございます。

まずは、陳情者の皆様並びに厚生文教常任委員の皆様におかれましては、日々、お子様の健やかな成長を願い、ご検討いただいておりますことに心から感謝申し上げます。ありがとうございます。私ども、こども・若者家庭センターの職員には、保健師、保育士、教員、社会福祉士、臨床心理士などの専門職として、お子様一人一人の育ちを支えるよき隣人でありたいと考えております。いただいた陳情に対しまして、こども・若者家庭センターとしてお答えをさせていただきます。

まず、1つ目、A、方針の早期軌道修正、早期発見・早期療育への回帰についてお答えさせていただきます。

こども・若者家庭センターは、国が掲げております早期発見、早期支援を否定するものではありません。知能の推移は幼少期は不安定であり、上昇する方もおられれば、下降する方もおられるために、時間をかけないと本当の発達が見えてこない側面もございます。したがって、情報が不十分な段階では、保護者と子どもに時間の流れに沿って関わり続けることこそが真の成長発達支援であると考えております。もちろん、診断の有無にかかわらず、必要な支援は行いますが、まずは、こども・若者家庭センターがお子様とその家族を支援し、地域で継続的に関わり続ける体制をつくっていきたいと考えております。

まずはこども・若者家庭センターが責任を持って支援を開始し、必要に応じて適切な医療、療育資源と連携していく切れ目のない支援をこれからも徹底をすることを追求していきたいと考えております。

続きまして、B、責任体制の刷新についてお答えいたします。

陳情者の皆様にご不安を与えているとすれば、これは我々どもとしまして、真摯に受け止めるべきではない事態だと考えております。支援は特定の専門職員の属人的な判断で行われるべきではなくて、組織として持続性を持つべきだと考えております。現在、こども・若者家庭センターは、こども未来創造部の中に位置づけられ、福祉と教育が協同して困難事例に当たる体制を構築しているのに加えまして、令和8年度からは、母子保健業務を所管しております。陳情者の皆様の信頼を回復するためにも、意思決定プロセスの透明性を高め、所長及び統括支援員が責任を持ってチーム支援を統括する体制を再整備していきたいと考えております。連携という言葉が他機関へのたらい回しを生むような都合のいい言い訳になってはいけないと考えております。縦にも横にも切れ目のない自立支援を実践するために、所長や統括支援員が統括をして支援に当たり、地域の中で持続的に継続的に関わる体制の構築を目指していきます。意思決定プロセスや連携責任の在り方については、この理念が現場で実質的に機能するように、常に検証と改善に努めてまいる所存でございます。

続きまして、Cの臨床心理士などの資質・専門性・更新性の検証についてお答えいたします。

こども・若者家庭センターの対応は、決して受診の抑制を目的とするものではございません。お子様の心の成長もしっかりと見ながら、1人の人間が生まれてから社会に出るまで支援の必要な方に必要な支援をつなげる取組を進めてまいります。こども・若者家庭センターには臨床心理士に加え、保健師、保育士、教員などの多職種が在籍しており、外部とはなりますが、医師とも連携した多角的な視点での支援を行っております。今後も最新の知見に基づきまして、専門職の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、D、他市町村との乖離の是正についてお答えいたします。

陳情書にもありますように、葛城市だけ独自の運用になっていて、適切な支援から逸脱しているのではないかと陳情者の皆様にご不安を与えてしまっていることにつきましては、真摯に受け止めております。お子様の将来を思い、最善の支援を願う陳情者の皆様のお気持ちに立てば、そのような疑問やご不安を抱えておられるのも当然のことと理解しております。ご要望にありましたように、発達相談から医療、療育接続までの標準的なフローや情報提供の在り方を比較調査し検証していくことは、当市の支援体制をよりよく、より安心できるものにしていく上で大変有意義なご提案であると考えております。先進的な自治体の事例に学びながら、支援の在り方について、これからも研究してまいりたいと考えております。こども・若者家庭センターの運用が陳情者の皆様の孤立させたり、不透明なものになってはいけないという点につきましては、他市町村、先進的な市町村の優れた取組も謙虚に学ばせていただきたいと考えております。陳情者の皆様に安心していただけるよう、情報提供の仕方や支援のプロセスについて、引き続き丁寧に検証し、必要な改善に努めてまいる所存でございます。

続きまして、E、検証可能性の確立についてお答えいたします。

医療受診や療育利用への接続状況を数値化し追跡検証することは、一定の意義があること

と考えております。ですが、地域での支援の本来の目的は、あらゆる年齢、問題を抱えた人を孤独に、そして孤立させないことです。したがって、単なる接続件数や紹介件数といった数値の公表にとどまらず、子どもと家庭が地域の中でいかに継続的に支えられ、孤立せずに育ちの支援を受けられているかという質的な側面も含め、どのような形での検証や情報公開が適切か、引き続き研究していく所存でございます。

続きまして、F、教職員・園所職員への大規模調査の実施についてにつきまして、お答えいたします。

本センターと現場の教職員、園所職員の皆様との間には、日々に直接的な活動を通して、実態を共有するシステムがございます。

その第1として、臨床心理士などの専門職を巡回相談員として各保育所、幼稚園、子ども園、小学校、中学校へ積極的に派遣し、学校園所内でのアウトリーチ活動を基本としております。このような日々の活動を通じて、当センター、こども・若者家庭センターの専門職が保育士や教職員と教室という同じ土俵に立ち、子どもの状況や支援の在り方について、日常的に密な情報共有を行っております。顔の見える関係の中で、常に直接的に把握できるというふうに認識しております。

第2として、本市では、要保護児童対策地域協議会や葛城市子ども・若者支援地域協議会を設置しておりまして、この協議会には市の小学校長会、中学校長会、幼稚園長会をはじめ、保育協議会など、現場の代表者が正規の構成員として参画していただいております。さらに協議会の下には、学校不適応部会や障がい支援部会といった実務者による専門部会も設けられ、そこでの実務者会議や個別ケース検討会議を通じて、困難事例に対する具体的な支援内容の検討や関係機関との連携状況について検証しているところでございます。

現場で日々子どもに向き合う保育士や教職員の皆様からの声は、こども・若者家庭センターにとりましても、支援を改善するための何よりの財産です。目の前で困っている子どもに対して、教育、福祉、保健の専門職がお互いの専門性を尊重しながら、責任を持って協働し合う顔の見える連携こそが真の意味での切れ目のない自立支援につながると確信しておりまして、それを目指して取り組んでおります。今後につきましても、必要に応じて関係機関との意見交換や実態把握の方法について、研究をしまっている所存でございます。

最後になりますが、こども・若者家庭センターの願いとして、子どもたちがありのままの姿で大人を信用できると実感しながら育っていくことです。保護者の皆様の不安に寄り添いつつ、お子様の育ちを共に支えていくパートナーとして、今後も誠心誠意取り組んでまいる所存でございます。これまでも、このスタンスを大切にしていってきたつもりでございますが、陳情者の皆様のように、申し訳ありませんが、なかなか全ての皆様にご納得いただいている状況ではないということを感じております。これからも努力しまして、全ての市民の皆様方に納得できる支援を展開できるように努力を重ねてまいる所存です。

以上です。

藤井本委員長 ありがとうございました。ただいま説明いただきました。このことについて質問ございませんでしょうか。

川村委員。

川村委員 川崎先生、いろいろと陳情の内容についてしっかりとご検証していただきましたことについてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

今、こういった陳情が出て、今までにそういう保護者の人たちの感情とか、そういった思いとかいうのを酌み上げていく機会があったのか、なかったのかというと、なかったのかなというふうに思います。この機会を通して、やっぱりそういった声があるということを再認識していただけたということについては、一定の、我々も議会として聞かせていただいた効果というのはあるのではないかなと思っておりますけれども、最初の方針として、時間をかけないと、そういう育ちの支援をしていくという、発達障がい疑いがあるとしたときに、そこ、数年かかっていく、時間をかけていく中で、切れ目のない支援、ここが一番重要なポイント、今回の保護者の陳情には、そこの部分がスルーしてないのかなというところが問題点、一番の焦点だったのかなと思います。私たちもなぜ国の方針である早期発見、早期支援というところに、そのキーワードを持ったかといいますと、葛城市がそこの部分がなかなか見えないというふうに思われている方も、またそれに気がついて、適切な支援をしていただいた、一定のよい効果があった方もいらっしゃるというふうにも認識しております。要するに、時間をかけないと分からないというところと、それから時間をかけないといけないんだけど、やはり何らかの支援または療育をしないといけないという疑いがあるという、グレーという言葉はもう使わないで、疑いがあるという表現にいたしますけれども、疑いのある方が、やはり親もなかなかそのラベリングをされるのが嫌とか、そういうような思い、そういった思いを考えて、そこを時間をかけて見ていくという方法がいいのかなというふうにこれまで運んでこられたんですが、先日奈良県において、いろいろと県の考え方についても確認をさせていただきました。ラベリングをするということに対して、それがどのように考えていくかと、ラベリングするということをやめといたほうがいいのか。それともそこを突破していくことがよいのかと。私はこれまでの石田先生の答弁も聞かせてもらおうと、やっぱり発達には時間をかけないと分からないと。ここのところに非常にちょっと考え方が合ってこない部分があるんですね。今も前からおっしゃっているとおりのこととおっしゃっておられます。時間をかけないと分からない。時間をかけないと分からないんです。それはいいんですよ。ただ、少しでも疑いがあるときに、様子を見ていくということが、どういう方法を取って様子を見ていくかというところの内容ですよ。これが、葛城市の考え方と、我々が国からラベリングをすることについてどうこう言うよりも、発達障がいの早期発見、早期支援をすることのほうが重要と考えるというふうに県のほうの考え方も聞かせていただきました。このことが、少し内容が見えにくいところなんです。様子を見ましょうという言葉がなぜこんなに出てきたかという、その間、やはり支援が切れ目がなかったんかどうかという、切れ目があつたり、親が情報をもらえなかったり、こういう、医者にも見せて、そして、いろんな選択肢がありますよということを、情報を提供できたかというところがポイントなのと違うかなと思うんです。情報提供をしてないと、親はじっとしています。このじっとしている期間がどれほどだったのかというところが今回の焦点だったのかなと思います。ここ

が、保護者にとってどうしていいかわからないんですよ。ただ時間のたつままに、臨床心理士の先生がおっしゃるので、自分なりに様子は見るけれども、例えば親に対して、こうすべきよ、ああすべきよというようなことも言っていたらと思うんですけども、ただ、様子を見るというのがどういうことなのかということが理解をせずままに、放置という言葉に変わってきているということが、説明不足であり、納得のいかないところだったのかなと思うんです。その考えと、今、元に戻りますけども、県は、ラベリングすることよりも、それよりも早期支援のほうにやったほうが良いという考え方をはっきりと言われました。ここについて、再度もう一回その考え方について聞かせていただきます。

それともう1点、先ほどの説明の中で、葛城市の独自の支援ということに、一定理解がなかなか得られないような状況もある中で、先進的な自治体の参考にしていくと。私は、石田先生は奈良県で葛城市のモデルをこれから県内に広めていくんやというふうな講義を受けました。そういう先進的なことをやっている葛城市というふうに思ってたのが、今度、ほかの自治体を参考にすると今、言われた。ここは何を参考にされるのかというところを、もう一回確認をさせてください。

以上です。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 こども・若者家庭センターの川崎でございます。ただいまの川村委員のご質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるように、まずは情報提供のところで、陳情書にもありますように、様子を見ましょうという言葉がたくさん出てきております。陳情書の自由記述のところというのは、全て読ませていただいて、そのことの内容に関しましても、実際に対応している職員にも全て聞き取りのほうをさせていただきましたが、その中でも、様子を見ましょうだけで終わっているつもりはなかったんですけども、どうしてもやっぱり対象になる方に、その言葉だけが残ってしまっていた実態というのがこの陳情書で明らかになってきたかなというふうに考えております。ですので、様子を見ましょうという言葉には必ずつけている言葉があるはずですので、その言葉をしっかりと説明するようにというところで、職員のほうにはお願いをしているところでございます。

その前に、川村委員からご質問いただきました、ラベリング、切れ目のない話なんですけども、まずは、時間をかけて見えてこないところがあると申し上げましたが、全てのケースにおいて時間をかけなければいけないのかというところではないというふうに思っております。もう情報が集まっていればすぐにでも対応できますし、あるいは情報が集まっていない子どもに関しては、やはり様々な情報を集めて、保護者の方と一緒に相談しながら対応していくための時間が必要であるという認識でして、その間に、支援が必要なのかというと、当然おっしゃるように支援が必要でございます。そのために葛城市では、きらりキッズでありますとか、かがやきキッズというような事業を展開しております、その場での見守り、その中で当然保護者の方との情報共有、あるいはご所属があればそのご所属での様子等も合わせた上で、保護者の方と相談しながら対応するための時間というふうに考えております。

3点目におきまして、お話いただきました先進地に対する情報を集めることに関しましては、これまでもしていたんですけども、葛城市は葛城市として考えていたやり方でやってきたつもりです。ですが、やはりほかの市町村で参考になることというのは、それぞれの市町村でその市町村に合った形を構築してこられているはずですから、その中で、より葛城市として学ぶべきところがあるものに関しては、それを学ばずに、葛城市でそのまま続けるというのは、逆にナンセンスであろうと。それぞれの市町村で合ったやり方を学びながら、葛城市の中に取り入れるものに関しては取り入れることを考えながら、当然視察等も行くと必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 川崎先生がおっしゃったら、非常にまとまっていく話やなど、私の感想としてね。今日は石田先生がおられないので。石田先生がやっぱり臨床心理士という特別なそういった資格職を持っておられて、ちょっと前回の委員会でも出ましたように、例えばラベリング、要するに障がいというレッテルを張ることがよくないということを当初我々の講義の中でも言われて、それが、保護者にラベリングをしていくということが、非常に保護者の心のうちで、やっぱり葛藤する部分やと思うんですね。ただ、大分県の竹田市に私たちも研修に行かせてもらったときに、保健師さんは、当然それは、そういった発達にちょっと今、疑いがあるということをなかなか受け入れられない。ここは分かりますと。ただ、今でも、今やっておいたほうがいい支援について一定の親御さんに対しての説明をきっちりして、やっぱりその人がちゃんとその子どもがそういった支援や療育を受けることを促していくという努力をしていますということを、前回の委員会、視察研修で受けたんですけども、やっぱりそういうすごく微妙な振れの中で、障がいとされたくないという思いはとてもあるし、とても悩まれている中で、はっきりといろいろと、前回もありましたように自動車免許のこととか、生命保険のこととか、そういったことを口になされていくと、先生はいろんなことを含んだ話をされてるんですけども、やっぱり先生のお話が、非常に保護者にとっては衝撃的な表現であると。でも川崎先生が今、言われてたら、すごくまとまるんです。まろやかになる。でも、断定的にば一つと言われてる、そういったものが、いいのか悪いのかという部分もあったと思います。ここは、絶対にこの方の言っていることは正しいんだと思い込んでしまうものというものに対して、そこは、非常に微妙な振れの中で判断をしながら、言葉に発していただきたいというふうに思います。これまでも、今日はこの委員会をやってる中では今、出てきてませんが、これまでの委員会の中で、そういったことを我々も確認してるわけです。だから、非常に衝撃的な発言ということによって、親が、心に蓋をしてしまう。こういったことが、やはり孤立させないとさっきおっしゃいましたけども、孤立させてしまうということにならないのかという、いろんな面で、やっぱりもう一回検証していただきたいなというふうに思います。現にそういうふうに受けて、陳情書の記述には書かれてます。私らは、議会は、その人たちが感じたことの何人か、多数の人らがそういうことを書いてることに対して重く受け止めてると。でも、現にそういう人たちが何人かいたということです。ですか

ら、相談支援というものはやっぱり物すごくデリケートなものであるので、やっぱりそういったことに対してあまり強い圧で言ったことが、こういうふうな結果になってくるのでは何ともならない。本当の支援というものというのはまた別にあるんじゃないかと思います。だから、そういったこと、今回はっきりしてませんけれども、でも、臨床心理士という特別な仕事と、先ほど言われたように、多くの専門職がいろんな立場で助言をしていってあげれば、また、こうにもならなかったのかなあと。うちは特に臨床心理士が前へ出て、すごくほかの市町村に比べて臨床心理士が大きな権限を持ってるようなイメージにあります。ですから、そうではなくて、やっぱりいろんな角度からいろんな専門の方からの助言をもって、その人が進みやすいように持っていくということが今回の1つの課題になるんじゃないかなと思いますので、ちょっとそういった辺りも、今回、こんな声があるということを我々議会が自分たちの思いだけで言ってるんじゃないです、今回は。そういった陳情を受けて、やっぱりその原因は何かということを調査したいということですので、しっかりとそういった部分を先進的なところは、もうはっきり言って、石田先生の考え方とは真逆な臨床心理士もたくさんいらっしゃることも、私たちも聞いてます。臨床心理士というのは、国家資格の公認心理師という、今、その立場がどうなのか分かりませんよ、臨床心理士と公認心理師の言うことは、恐らく同じようなことだと思うんですけども、やっぱり、今、公認心理師という形をもって、行政のそういった相談事を受けるという立場に置いていただくのが理想的ではないかなということも、県のほうでは申し上げたんですけども、今まだいろいろと奈良県の臨床心理士会の会長されてる石田先生、また、川崎先生も副会長でいらっしゃる中で、決してそれが、その立場が、私はいろんな市町村の臨床心理士のコミュニケーションを持って、1つの考え方を県として絞り出していくのならいいけれども、石田先生の考え方を押しつけるとかということになってないのかというのは、ちょっと心配するところなんですけど、そうであってはいけないと思ってます。ですから、今回は葛城市の中で、こういった声を上げていただいたことを真摯に受けていただきたいというふうに思いますので、また、今日は石田先生がおられませんけど、これからどんなふうな形を取られるのかというのは、今後の課題ですけど、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

藤井本委員長 要望的なもので、答弁よろしいか。

ほかにないですか。

福本委員。

福本委員 ありがとうございます。私前回のときにも聞かせていただきましたけれども、先ほども言っていましたけど、様子を見ましようの言葉だけが残ってしまってるというところで、それ以外でも言ってるつもりだと言っていたいてたんですけども、なかなか心理士からの言葉を上手に、こっちも、受ける側というのもやっぱり焦ったりだとか、すごいいろんな思いを持って聞いているので、様子を見ましようだけがどんとフレーズが入ってくるんですね。違う方から言われたら、また違う部分で多角的に見て、自分でもまた、時間を持って、こういうことを言われたなという部分があるんじゃないかなと思って作業療法士であったりだとか言語聴覚士の方が入れるようにしてほしいですというふうなお話をさせていただいたんで

すけれども、そういったところは、今現状どうなっておりますでしょうか。お願いいたします。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 ありがとうございます。ただいまの福本委員のご質問にお答えいたします。

先日の議会の際にもいろいろとお話聞かせていただきまして、ありがとうございました。多職種の連携につきましては、これこそほかの先進的な市町村の例も研究しながら、予算にも関わることで、研究のほう重ねていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 福本委員。

福本委員 県のほうでも作業療法士が入っておられてというふうな形で、もう進めておられるということやったので、本当に親御さんたちもお子さんたちも困ってるところにはなるので、予算もかかってくるのだとは思いますが、いろいろな目で見てもらえるように、いろいろな言葉がしっかりと投げかけてもらえるように、しっかりと説明をしていただけるようにというのが、やっぱり一番思うところであります。心理士の先生方というのも、いろいろな言葉で、多分一生懸命説明をしていていただいているんだろうと思ってはいますけれども、多角的な目で違う方が親御さんに話を持っていくというふうな形で、多角的な角度から見てももらえるというのは非常に重要なところになると思いますので、ぜひ今後も研究していただいて、予算をつけていただけるようによろしくお願いいたします。

藤井本委員長 いいですか。ほかに手を挙げてましたね。

奥本委員。

奥本委員 今の、若干近いんですけども、専門職の方が密に交流しながら対応されてるところで、私、3月にちょっと1つお願いしたことがあって、何かというと、巡回相談の場において、保育士の先生方が、ふだん子どもと接している先生方もその場に入れるというか、一緒に相談というか話ができる体制を取っていただけないかとお願いしたと思うんですけど、それについてどういうふうにその後検討されたかということだけお願いします。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 こども・若者家庭センターの川崎です。ただいまの奥本議員のご質問にお答えいたします。

原則としまして、地域の生活の場所での相談場所の確保ということが、これも国のほうで求められてるところで、そういった意味で巡回相談という形で、各校園所で面接場面を設定させていただいております。原則としまして、そこでは、巡回相談員と保護者、あるいは巡回相談員と子どもという一対一の面接を原則としておりますが、必要に応じまして、状況に応じまして、当然保護者の同意もいただいた上で、保育士やとか、学校の先生方に同席していただくということは、可能であるというところで、今、運用のほうをさせていただいてるところでございます。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 それは、だから、3月以降でそういう形に変わったという。従来からそうだったということですかね。というのは、その話が、実際の保育の現場とか、あるいはそのほかのところの学校での対応とかに、うまく連携が取れてつながっていけばいいんですけども、どうもちよっと別々のところで終わってるようなことをよく聞くんです。そのところは。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 こども・若者家庭センターの川崎でございます。ただいまの奥本委員のご質問にお答えいたします。

原則として一対一の面談というところは、原則としまして、必要に応じて保護者の同意を得た上で、それに関係する方々も入っていただくということは、実はこれまでもしていたことでしたが、ご指摘を受けまして、巡回相談員のほうにも再度確認をしたところでございます。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 従来からということでしたけど、ちょっとその辺が現場の保育士のほうにもやっぱりうまく伝わってないんです。やっぱりみんなでいろんな方の目で子どもたちの発達を支えていくというのは重要なので、巡回相談で判断されたことの、共有できないプライベートなこともあると思うので、そうじゃないところは、やっぱり現場の方とも一緒にやるのが大事かなと思いますので、その辺りちょっと、従来されてたんであれば、うまく伝わってないというのが分かりましたので、そこをうまく伝えるようにお願いします。

藤井本委員長 いいですか。ほかに。

杉本副委員長。

杉本副委員長 よろしく申し上げます。今、最初の所長の言葉を信じて、前向いて行ったような感じがしたので、よろしく申し上げますというのが、まず最初に申し上げたいのと、何か一生懸命考えていただいたんだなというふうに、しっかり届いてるのかなあと痛感したような言葉だったんですけども、言うだけやったらあれなので、今日は石田先生がおられないので、何とも言えないですけども、今、この真摯に受け止めていただいていることを反映させていただくようにしっかりお願いしたいと思います。

まず、この問題といたらあれなんですけども、まず、1つ、これが僕が思ってることの1つは、葛城市独自ですか、独自運用、別にいいですよ。葛城市でしっかり応用を効かせた運用するのはいいんですけど、基礎がやっぱりあると思うんです、こういう事業というのは。県の方針であったり国の方針であったり、そこは、しっかりやった上で、応用を効かせろよと思うんです。それはやっていただいたらいいと思うんですけど、ただ僕が言っているのは、D、他市町村との乖離ということなんです。これを僕はほかの市とベースを合わせてねと思うんですよね。僕はほかの市町村とか他県の方に聞いていろいろ調べに行ったら、いや、そんな、ちょっと様子見ましようとかそういうことが全面的に出てくるというのはなかなかなかったんですよね。ほんで、その後の言葉は何でもいいですわ。そこなんですよ。

様子見ましようってねえ、という反応なんですよ、どこへ行っても。ここが僕は乖離やと思っているんです。ここはしっかりと考えていただきたいのと、もう一つ具体的に言うと、この中でも、紹介状の運用、就学前検査の時期等を比較調査し、と書いてあるんですよ。他市町と違うんですかという話なんですよ、ここ。その見解を教えてください。

もう一つは、このアンケートの中にもやっぱり不満がある方とかというのが、1人2人じゃなくて、様子見ましようと言われました。1人2人なんじゃないわけじゃないですか。これでもう1個僕が問題と思っているのが、この方々の声が、ここに来るまでなぜ対応できなかったんだと思うんです。ここに関してはどういう見解を持たれているのかなと。例えば今、川崎所長が最初おっしゃったみたいに、頑張ってくださいと思うんやけど、その受皿というのが、今ないのがあるのかもよく分からないですけど、僕。その段階で、所長、この声を1つ1つ拾い上げるのは無理でしょう。ただ、1人2人じゃないわけじゃないですか。この声を届ける場がないということ、ということに僕は問題を感じているんですよ、この2つに。その説明、もうしかしたらもう聞いたかも分からないですけど、ちょっとその辺の、分かります、所長。何でここまで来るまで、これだけ、問い合わせがなかったんかというのがめっちゃ思うんですよ。これが1人や2人やったら、そういう方もおられるかなあと思うんですけども、やっぱり10人、20人となったら、それをさせる窓口があったんじゃないのと思うんですけども、どうでしょう。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 ただいまの杉本副委員長のご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の紹介状運用、就学前検査の時期等についてですけども、紹介状の運用につきましては、どこの市町村も保健センター等で紹介状等を渡して、医療機関につながっていく、あるいは紹介状がなくても医療機関につながることは可能ですので、医療機関につながっていったものだと思っております。就学前検査の時期につきましては、就学前検査を受けた後の教育支援委員会の時期というのが、ある程度各市町村全てそろそろ、多少のずれがございます。数か月のずれがございますが、ほぼ同じ時期に開催されますので、就学前に検査の時期につきましても、ほぼほぼそろってきている。ところが、市町村によりましては、もう夏休み中に集中的に全部するというようなところもございますが、その対象になる年度中、年度前後で、必要に応じて検査を実施してるというところは変わっていない状況だと考えております。

続きまして、ここまで声が拾えなかったのかということについてですけども、これはもう大変申し訳ございません。ここに出てくるまで、直接的にこの声を拾い上げることができていなかったというのは実態としてあることだと反省をしているところでございます。なかなか直接おっしゃっていただけない雰囲気、状況というのもあったのかなというふうに考えているところでございます。ここは大変真摯に受け止めなければいけないところだと考えております。こども・若者家庭センターとしましても、当然行政の1機関ですので、全ての市民の皆様にご納得いただける対応を目指して取り組んでいかなければいけないところだというふうに考えております。これからも、こういう声を拾い上げることを念頭に置きながら、な

かなか難しいことかもしれないですけども、難しいからといってしないのではなくて、できるだけ拾い上げること、ちょっとした言葉の隅々であるとかいうところに気をつけながら、全職員が対応していく必要があるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 紹介状の運用、就学前検査の時期については、取りあえずいいとして、やっぱ紹介状の運用に関してもそうなんでしょうけど、やっぱりその現場ではどうなってるのかという問題になってくると思うんです。そこは、ここをどういう意味で言っているのか、僕、あんまり分からないですけども、出し渋りじゃないですけども、そういうふうに映ったりしてるのかなと、予想ですけど、僕、直接聞いたわけじゃないので、ただそこはやっぱり、どうなんでしょう。自治体の数とかの比較とかによって、その辺分からないですけども、一旦調べていただいて、口頭ではそうなると思うんですけども、やっぱり引き続き、これはこういう声が出ているんだから、自信を持ってちゃんとできてますと言っていただくようにしていただきたい。

もう一つは、声を拾えてなかったというのは、今、認めていただいたというか、そうですねと、次から気をつけますと、もうほんま、でもここやと思うんですよね。この人らの声を、どういう理由で、今、ちょっと雰囲気がおっしゃったんですけども、どういう理由で、今までは、いや、現場のことは、今、言われたことを心理士とかに言うていくのは分かるんですけども、そこで、漏れた方というのに対して、どういうふうな体制で受けるというのは、今もやっておられると思うし、そういうふうにはねのけてとは思わないんですけども、こういうふうな数字が出ていってる以上、所長、やっぱりここは何でやったのかなあというふうにもう一回、今、前を向いて言うていただいたので、ちょっと期待はしているんですけど、やっぱりここまで、ここに議会に上がってくるまで、それこそ様子見になってるという証明になってるような気もせんこともないので、ちょっとここは真摯に受け止めてやっていただきたいなと思います。

以上です。

藤井本委員長 答えはいいですか。

ほかに。

川村委員。

川村委員 今、杉本副委員長の関連というか、要するに就学前のそういった発達支援の疑いのあるというような人を見つけていく段階で、3歳6か月健診で終わってるのを、今度5歳児健診、これ、国のほうも、だんだん今は努力義務ですけど、もう方向的には5歳児健診をしろということですけども、ここが重要になってくると。なぜここが重要になってくるかというところら辺は、今までの答弁の中では、学校に入るまでの健診というところに、5歳児健診はしてないけれども、ちょっと、そこにターゲットを置いてやっているとさっき答弁で言われましたけれども、この5歳児健診についての考え方、ちょっとお聞かせいただきたい。これが1点と、それから、今、今日教育は来られてないんですけども、要するに、通級教室、

入級については、就学指導委員会とかでいろいろと、そこらは特別支援学級に入るか入らないかという、その辺りについては恐らくちゃんと支援の導きがあると思うんです。これは明確に運んでいってもらえるのか、言っているのかなと思うんですけども、要するに、疑いがあると。どうも様子を見たほうがよいと思ってる方たちについて、この人たちを、この1年生、2年生、3年生ぐらいはまだそんなに分からないけど、4年生ぐらいから通級がもし増えてるのであれば、もう勉強についていけない状況が、どの辺りからの支援が必要やったかという、その教育に入ってから巡回相談もされてますので、その辺り、就学前の早期発見、早期療育って言っていますけども、学校に入って、どの辺りで、必要性というものがやっぱりあったのかなあというふうに考えられるのかというところで、これは一番重要なところやと思うんです。今、非常に通級教室、多くなっています。いや、要するに4年生、10歳ぐらいですね。先生が言う10歳、10歳で必要になってくるということは、先生は10歳まで、レッテルを張ると二次障がいになると言われたんですけど、逆にこれだったら、10歳までほっとくから二次障がいになるという結果になっているのかなあとは思っていますよ。でもこのところはどういうふうな判断をされている。要するに、ほっとくことで10歳から二次障がいに入ってる。初めからそれを疑ってレッテル張ることは、二次障がいになるというのは、私は二次障がいの時期というのと、療育の時期というところの、そのバランスというのが、ほんまにどのように考えていらっしゃるのか、全てがそうじゃないと思うんですけども、このところをちょっと教えていただきたいんです。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 こども・若者家庭センターの川崎でございます。ただいまの川村議員のご質問にお答えいたします。

まず、5歳児健診についてですけども、おっしゃるように国のほうでも推奨しておられることは把握しております。こちらにつきましても、ただいま研究のほうに取り組んでいるところでして、それこそ、実施しているところ、していないところ、両方合わせて、その可否に関しては、研究をさせていただければと考えております。

続きまして、通級指導学級を含む入学後の子どもの対応なんですけども、私が答えるべきかどうかとは思いますがもお答えさせていただくんですけども、入学段階で入級していないお子さんにつきましても、それこそ、今、議員がおっしゃいましたように、支援が必要な可能性、見守りが必要なお子さんにつきましては、これも保護者の同意を得た上で、連携会議というものを持ちまして、ご所属の保育所、幼稚園から小学校のほうに、この子はこういう特徴がありますと、こういう支援が必要ですよという申し送りのほうをしっかりとさせていただいて、切れ目のない支援に取り組んでいただいているところでございます。通級指導学級の入級に関しましても、これは教育支援委員会のほうを通しまして、様々な意見を得た上で、その子に関して対応のほうを、必要な支援の組立てを考えていただいて対応していただいているところでございます。特に入学時における教育支援委員会におきましては、入級がそれこそ、養護学校かという、かつての就学指導委員会は、ある意味、就学先を判定する機関だったんですけども、現在葛城市の教育委員会学校教育課でしていただいております教育支

援委員会も、単なる就学先の判定ではなくて、その子どもの、その就学先でどういうふう
に支援が必要なのかというところまでを検討する委員会というふうに位置づけは変わって
いると把握しておりますので、その後、必要な子どもに関しては、経過観察というところ
で、引き続き、幼稚園、保育所から送られた子どもも学校のほうで特に注意をして見てい
くというシステムを組んでいただいておりますので、その上で必要な段階で通級指導学級につ
ながっていったる流れになってるものと把握しております。

二次障がいについてですけども、10歳というところが、石田先生の講演でも出てきてい
るというところなんですけども、これは、10歳というのが、自我が芽生える、自分の中で自分
というものが認識し始めるところですので、そこまで待つ必要のある子どもに関しては待つ
べきやと思うんですけども、ここのところが僕の説明がいつも下手なところだと思ってるん
ですけども、それ以前にやっぱり必要な支援に関しては当然つけていかなければいけないも
のだと僕は思っております。ですので、当然入学の段階からもう入級が必要なお子さんもお
られますので、その子どもに関しては当然その段階で入級を考えていただかなければいけ
ないものと思っております。それが判断がつかないお子さんに関しては、やはりその情報を
集めて、その後の入学後の適応の状況等もしっかりと把握した上で判断をしていくというの
が必要かというふうには思っております。二次障がいにつきましては、可能性としては、ひ
ょっとして判断が遅れた場合には、それが逆に二次障がいになる可能性もあると思います。
逆に必要でない判断をしてしまった場合にも、二次障がいが起こる可能性はあると思います。
少なくともその両方がもう悲劇ですので、両方ともなくすように、我々こども・若者家庭セ
ンターは取り組んでいかなければいけないというふうには考えております。

以上です。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 最後に言われた二次障がいの部分、なかなか解明できてない状況である。私は特に学校就
学前に、必要な支援をすることによって、今言う、要するに3、4、5歳の間に支援をやっ
ておいたら、1年生のときに疑い、どうかなと思う必要があるのかないのか。ここなんです。
だから、そこのところをスルーしちゃってるんじゃないんですかということをお願いい
ますよね。スルーすることによって、1年生から3年生までは、そんなにまだ計算ができない
とか、分からないけども、4、5、6になってきたら分かる。これが二次障がいであるんじ
ゃないかというふうに思ってるんです。

そしたら、早くに支援をすることによって、二次障がいもあるんですよという事例があっ
たら教えてください。そこが確定的にあるんだったら、どこで支援をすべきかというポイン
トという年齢がどこなのかということが、今回ははっきり、石田先生はしきりとそうおっし
やいました。早くレッテルを張ったり、一次障がい、その段階で支援をすることによって、
しかもそれはラベリング、ラベリングというのはもうちょっと別ですよ。ラベリングじゃな
くて必要な支援をその年にやっておかないと後々大変やからやるんですよ。それをスルーし
ちゃうから、1年生から今度小学校の間にいろんな事情ができてくる。ここの分析はできて
るんですかということをもう一回聞きたいんです。ちょっと2回目ですけど、いいですよ。

答えてください。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 こども・若者家庭センターの川崎でございます。ただいまの川村委員のご質問に、可能な範囲でお答えさせていただこうと思います。

石田先生の講演内容につきましては、また、できましたら石田先生にお尋ねいただければというふうに考えておりますが、具体的に何かあるかという話になりましたら、具体的な例というよりも、一般的な可能性のある例としまして、具体的な例というのはなかなかお挙げしにくいところかと思いますので、確かに学校も、巡回相談員も、この子は障がいがないと見ている子どもが障がい認定を受けていることによって、逆に自分のやる気がそがれてるなという場面を見たことは経験上ございます。そういうことを二次障がいという形でおっしゃっていたのかなというふうには考えております。本来は障がいがなかったはずの子が、障がいの認定を取ってしまうことによって、その後の人生の、もっとやる気を持って生きていくことができたはずの子が、そこで止まってしまったんじゃないかなという子がいたのは経験上、私にもございます。

以上でございます。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 もう意見になりますけれども、二次障がい後に今、川崎先生がおっしゃるように、自己肯定ができない、そういったことになり得る可能性と、早くに支援をすることによって、将来障がい者にならないかもしれないという可能性、今、国や県はラベリングということよりも、早期発見、早期支援のほうが重要やということを私たちはどんな考え方であるのか確認をしてきました。ですから、今、一番大事なことは、そういったことよりも、今、障がい者というレッテルを張るということではなくて、必要な時期に3、4、5歳というのは敏感期というんですよね。これ、モンテッソーリの教育の中で、私も経験あるんですけど、一番3、4、5歳の間に、きっちりと修正していくということは必要なんです。ウグイスもほ一ほけきよと鳴くのは3、4、5歳という鳥の時期に教えてもらうんです。その時期に教えなかったらほ一ほけとしか鳴かない。それぐらい、3、4、5歳というのは重要な就学前の3年間というのは大事なんです。ここをスルーさせないでいただきたいというのが国の方針でもあり、私たちもそういうふうに思っています。これはもう当初、私どももいろんなことを勉強させていただいた中で、要するに障がいというレッテルによって二次障がいということよりも、最初に支援をすることのほうが大事やということを、やっぱりこのほうが重要やと。その人たちが将来障がい者にならないために、その支援をする。これが国や県の考え方であるということに基づいていただきたい。だから、二次障がいという考え方が全く真逆であるということに対して、もうちょっとしっかりした考え方を持って整理をしていただいて、葛城市の行政としての支援の在り方というものを構築していただきたいんです。これ、まだまだいろんな意見ありますけども、今回は、今、言ってる就学前という非常に大事な時期をどんなふうに支えるか、そして学校に行って、通級教室なんかに行かなくても勉強が進んでいくような支援をこの時期に、その時期にしてほしいんですというのが、やっぱりみんな、

その時期をスルーしてしまった人たちが、今、苦情をいろんな思いを持ってるというところに、今、その人たちの状況はどうかというとひどくなってるんですね。ひどくなってるし、あのときほったらかされたから、今こうなるんですという事例のほうが今多いというのも確かです。ですから、自己肯定感を否定されて、10歳になって、そういうことが二次障がいになりますよという石田先生の考え方が、ちょっと今、そうではないのかなあと。そのところははっきりしていかない限り、10歳まで様子を見ていくと思うんです。

川崎先生は、今しっかりそのことを言われましたけども、ぜひやっぱり、本当に早期発見早期療育、これを疑いのある子も、もう当然必要な子もそうです。疑いがある人も全て、そういう形で見守ってやっていただきたいというのが私たちの願いですので、よろしくお願いします。これ、意見をお願いします。

藤井本委員長 ほかに。

杉本副委員長。

杉本副委員長 ちょっと今のお話で、僕、石田先生の話で、前も思ったんですけど、障がいを持ってない子が障がいと言われて、本人がやる気なくなる、それ、どんなケースなんと思うんです。そんなことってあり得るん、いつの話ですかね、それ。最近の話ですか。昔はそうであったということですか。僕、そこで、先生の話聞いてもぴんところないんですよ。そんなことがないから、今みたいになってる、逆の気がしてね。そういうことがなくて、しっかりと、いうたら厳しくというか、厳しく見てるから、この問題が出てきたような気がするんです。ぼんぼんぼんぼんやとったら、それは障がいを持ってない子が障がいというレッテルを貼られてやる気をなくす、それは分かります。それはあかんと思う。でも、それ、いつの話なんですかね。それを比較にされても、ちょっと僕いつもぴんところないんですよ、その話。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 ただいまの杉本副委員長のご質問にお答えいたします。

私が経験としてお話しさせていただいたのは、当然私が学校にいた頃の話でございます。直近にはそういうことがなかったのかと言いましたら、なかなか、ちょっと具体的なケースに関しては、この場では控えさせていただければというふうに思っておりますが、どちらにしましても、先ほどからの川村委員からのご質問にもありましたように、障がいのある子が障がいに気づかれずに成長していく、逆に障がいのない子が障がいのある子として成長していく、どちら側も、やっぱり悲劇やと思いますし、こども・若者家庭センターのほうも、川村委員、先ほどからおっしゃってましたように、3歳から5歳の大切さというのは同じ思いでございます。ですので、まずは福祉サービスとしての療育に必要なお子さんに関してはそこにつなげる。葛城市はきらり、かがやきというフォローアップ教室もしている。ところが、そこにつなげられなかった子どもがいるじゃないかというご指摘をずっとしていただいているんだと思っております。そこにつきましては、やはり行政機関として100%を目指して取り組むべき機関ですので、取りこぼしがなかったのか、取りこぼしがないように努力を今後も続けていきたいというふうに思っております。杉本副委員長のご質問には十分なお答えになってないかと思うんですけども、ちょっと具体的なケースに関しては控えさせていただ

ければと思っております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ほんなら、かなり昔の話でしょう。それ、最近の話ではないですよ。そこがつじつまが合わないんです、僕。それは分かります。意味は分かんねんけど、そうならんからこうなってると思うんです。今の問題というか、その陳情書に出てると思うんですけど。何かそこが、僕、あんまりぴんとこないんですよ。かなり昔の話で、今はないという認識でいいですよ、それは。今の話をされてるんやったら、整合性が合わないですよ。かなり昔で、そうならないようにやっていたら、と思いながらやってんねんけど、もう何も答えれなかったら、また、あと個別に聞きますけど、ちょっと僕はそこ、いつも合わないんですよ、つじつまが。

藤井本委員長 お答えできますか。ちょっとやっぱり大事なところやと思うんですよ。早過ぎてもあかんよと。遅かってもあかんよということをおっしゃっているわけやね。

今、副委員長が質問の中で、それは昔の話ですか、経験上の話やということでお答えをいただいてるわけやけども、今現在は、やっぱり石田先生の、先ほどから聞いてると、やっぱりあの方は、あの方なりの長い経験の下で、いわゆる一定の哲学を持ってはと思いますけどね、どんと。だから、強い口調とか先ほどもあったけども、それが市民の保護者の方にも伝わってないというところやけども、今の川崎所長、ずっとお話の中で、今現在も、やっぱり早かってもあかんねんというところがあんのかなというふうに受け止めてるんですけど、ここらはちょっときちっとしておいたほうが、もちろん早かったらあかんと思いますわ。でも、今のこの陳情がそこに該当するようにも聞こえてしまうので、何かそこをうまくまとめでいただきたいなど。

川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 こども・若者家庭センターの川崎でございます。

おっしゃるように、個々のケースによっていろんなケースが想定されると思っております。当然、早く判断しなければいけないという子は当然いますから、その子は早く判断すべきやと思います。すみません、僕が何回繰り返しても僕の説明下手みたいところか分からないですけども、ですけども、その判断まですぐにつかない子どもに関しては、やっぱり様々な情報を集める必要がありますので、一定期間の時間は必要かと思いますが、すぐに判断が必要な子に関して、先延ばしをしようというようなものではないと考えております。すぐにそれこそ1半や3歳半健診でもうすぐにでも必要な子どもに関しては、そこで判断をしていく、現にそれもされているものだと思っておりますが、その中で取りこぼしがないかというご指摘をいただいていることがあると思いますので、その辺りについては真摯に受け止めて、100%を目指して取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

藤井本委員長 分かりました。ほかに。議長も手挙げてはるね。

増田議長。

増田議長 この陳情書、これ、送ってきたわけでもなくて、直接、議会の応接室で委員長、副委員長も含めてお受け取りをしました。そのときに、当事者といいますか、保護者の方のお話も聞

かせていただきました。そのときに、私、聞かせていただいた肌感からいくと、親として、自分の子どもを育てる段階で非常に不安が多かったと。これ、どうしたらええのが毎日、初めてのお子さんやったら当然やと思うんですよ。そんな中で、異変に気づいた。ところが、ここにありますように、様子見ましよう。いやいや、私、不安でしょうがないねんと。何とかしてと言われたときに、ここにある、私、それが最終的な形かな、表れかなと思ったんですけども、その段階で、いやいや、様子見ましようと言われたときの保護者の方の思いというのを私なりに感じたときに、そうですか、分かりました、またその都度言ってきてくださいよ。そのときそのときのアドバイスはしますよというふうな返事があったのか。様子を見ましようで、この間、途切れてしまっただけなのか、その辺のケアというか、親の思いをどれだけ酌み取っていただいていたのかなあという、その辺のところのご意見を頂戴したのかなというふうに私は感じました。今でもそう思ってます。ここではあまりその言葉が出てこないんですけども、先日、県のほうの方ともいろいろ勉強させていただいて、お聞かせ願ったんは、寄り添う体制という言葉をお聞きしたんです。私、気に入って、これもう、私の体の中にしみつけようと思ったんです。保護者の方に寄り添う体制というのを、こども・若者センターにキャッチフレーズとして持っていただく。この辺のところは、私、皆さん欲しがってんだと違うかな。そういう気持ち、気持ちというか、ところが欠けていたのかなあというふうに、この件でいろいろ資料も見させていただいて、この陳情書も読ませていただくと、そこにたどり着いたんです。十分やっていたというのとは分かるんですけども、どうも最初に相談を受けたときの、様子見ましようから次までの間が、保護者にしたら不安な期間がずっと続いていたよと。心配ならいつでも来てくださいという返事のほうが、親としては安心する。保護者としては、ああ、それなら安心、また何かあったら、相談に行ったらええわという安心感として残るのかなと思うんですけども、そうじゃなしに、というふうな返事だったので、相談した、いろんなアンケート結果報告書を読ませていただくと、いろんなプラスの評価もされてる方もたくさんおられますけども、28名の方が、しばらく様子を見ましようと言われたというふうに、ちょっとそれがどうも不安材料につながってるというふうに私も感じてるので、ちょっとその辺の様子を見る間のサポートセンターの対応策を、これ、心理士が直接会わないといけない問題じゃなしに、スタッフ全体が役割分担をして、日々のサポート体制を構築していただけたらなというふうに思うんですけども。これもうよろしく願いしますで結構ですので、すみませんねけども、そういう気持ちを持って、寄り添う気持ちを持って対応していただけたらありがたいと思います。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。ただいまの増田議長のご意見に本来こども・若者家庭センターが目指すべきものも、よき隣人と申し上げさせていただきました。寄り添うこと、まずは寄り添うことというのが当然のスタンスだというふうに考えております。が、この陳情書にありますように、出てきましたように、それが100%でなかったんだという認識を今、持っているところでございます。特に子育て相談等につきましては、最大でも6か月空けない間に声かけのほうはさせていただいてるん

ですけれども、必要に応じて、その都度1か月、2か月とか期間は変えながら、そのケースに応じた対応のほうを取らせていただいているんですけれども、そこで保護者のニーズと合わない期間の設定があったのかなというふうにも考えております。この辺りにつきまして、真摯にもう一度見直しをしまして、市民の皆様にご納得いただけるような対応を構築していきたいというふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、この件については以上といたします。

これが今日の最後の案件になるわけですが、方針について、今、川崎所長のほうから、副委員長もあったように、分かりやすく説明をいただきました。これ、調査案件になっておりますので、また委員の中でも話をして、今後またどういう説明をいただくかとか、検討するところが多かったので、この陳情書に対して対応せなアカンので、それについて考えていきますので、まだ調査案件として残っておることだけ申し上げておきたいと思っています。

ないようであれば、これでこの件については、以上とし、これで本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員の発言の申出があれば許可いたします。

ございませんでしょうか。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

藤井本委員長 ほかに委員外議員の発言はございませんか。ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないので、委員外議員の発言を終結いたします。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会をいたします。朝からご苦労さまでございました。

閉 会 午後2時43分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 藤井本 浩